

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月31日（月）16：30～21：10

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

ただいまから政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日、細野大臣は公務のため欠席です。まず始めに園田大臣政務官から挨拶及び冒頭発言があります。

○園田政務官

本日も合同記者会見にお集まりをいただきましてありがとうございます。まず私から先週の木曜日でございますが、急遽統合記者会見を中止させていただきました。その中で皆さま方に十分前もってお伝えできなかったのは大変申し訳なく思っているところでございますが、前回従前より皆さま方にお伝えさせていただいておりましたように、細野大臣並びに私も公務という形で入った時には、急遽中止をさせていただくということは、従前より申し上げていたわけでございますが、そういった関係もあって先週木曜日においては皆さんご案内あったと思っておりますが、国会が、各委員会が一斉に動きまして、私も当日は参議院での総務委員会並びに内閣委員会での公務をこなしていたという状況でございました。そういったところが直前になって皆さま方へのお伝えという状況になりましたことは大変申し訳なく思っておりますが、ご案内のあるとおり、国会が私どもやっておりますも大変重要な公務でございますし、当然私も担当の政務官としては、しっかりと職責を果たさなければならないという状況がありますので、その点につきましては是非ご理解をちょうだいしたいと思っております。今後はですね、なるべく早く分かり次第皆さま方に前もってお伝え出来るよう心掛けてまいりたいと思っておりますが、当然国会の状況でございますので直前に、まあ言わば差し替えで決まったり、副大臣あるいは私政務官で答弁と、ということが差し替えで急遽決まることもありますので、そういった点ではご容赦をいただきたいというふうに思っております。

それから本日皆さんのお手元にお配りをさせていただいておりますが、5、6号機の滞留水について従前より皆さま方の中からではございますが、一部その安全性についてのご懸念のご質問をいただいていたところですが、これについては、以前にも皆さま方にもお伝えさせていただいたところですが、改めて今日皆さま方に資料としてお配りさせていただきまして、その滞留水の安全性が確認されておりますので、皆さま方に改めてその核種分析の結果についてお伝えをさせていただきたいと思っております。これは5、6号機はご案内のとおり、3月11日発生当初の津波、あるいはその後、地下水も若干入っているだろうというふうに推測はしておるところでございますけれども、1、3号機の循環注水冷却に使っている水とは全く異質のものであるということをもまずご理解いただきたいと思っております。この採取した水の放射性物質の核種分析については、主要核種を皆さんにお伝えしていますが、ヨウ素、あるいはセシウム134と137、これについては、もうNDであると、検出限界未満であることが分かっています。そして全アルファ核種と全ベータ核種においても、ND、検出限界以下ということでございます。なお、トリチウムについては、 2.6×10^0 乗が検出がされておりますが、これは水浴場の基準とそれからWHOの基準、それぞれこれを下回っているということが分かっているところでございます。今般その水が飲水するレベルであるというところを申し上げたところでございますが、それをお示しをさせていただいておりますのが水質検査成績表という形でお示ししていますが、これもいずれにしても水質基準を大幅に下回っているという状況でございます。そして、なお、最後のページにあります、一般の雑菌がタンクに入れてそのまま保管をしていた関係もあるのかもしれませんが、一般の細菌がございまして、それを煮沸をさせていただいたものを本日、この場にお持ちをさせていただいているということでございます。なお、今日そんなにたくさん量はお持ち出来なかったわけですが、この5、6号機ですね、水を、採取した水をここに添付させていただいておりますけれども、この写真がついておりますので、約10本ほどお持ちさせていただいておりますので、その旨を皆さん後ほど確認をしていただけるように、試料提供という形で私どもの方からご用意させていただいております。後ほど帰りがけにでもですね、皆さん方の中でこれを実際にとって調べると、調べたいという方は、お申し出いただきたいなと思っておるところでございます。これが水でございます。ご案内のとおり一般雑菌がいましたので、それを煮沸させていただいた水でございます。これも、またちょっと量があまり多くございませんけれども、この私が飲ませていただく水と採取した水と同質のものであるということは、これは一本だけでございますが皆さま方にご関心のある方は後でお申し出いただきたいと思いません。ということでございまして、いろいろ地元でもご心配の方はいらっしゃる

かもしれませんが、これだけの滞留水を RO の処理をさせていただいて、それを安心出来る状況の水という形でレベルを下げさせていただいて、そしてその上で構内散水をさせていただいているということです。私からは以上でございます。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングの状況につきまして 3 件ご報告させていただきます。1 件目は空気中の放射性物質の分析結果になります。お手元の資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第 220 報となっています。ページめくっていただきまして、1 枚目の裏面に発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの 1 番での測定結果でございますが、いずれの地点も昨日の測定では ND、検出限界未満という状況でした。経時変化については 2 枚目にグラフ化していますのでそちらもご確認ください。続きまして海水の状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第 213 報となっております。ページをめくっていただきまして、1 枚目の裏面に沿岸部の 4 カ所、それから 2 枚目以降に沖合の各地点での分析結果を示させていただきました。経時変化をグラフ化しておりますが、大きな変動等は見られておりません。続きまして宮城県沖の状況です。資料のタイトル申し上げますと『宮城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』続報 8 でございます。こちらはページめくっていただき、宮城県の沖合 6 地点の海水のサンプリング結果でございますが、先般より検出限界レベルを下げての検出を行っておりますが、昨日のサンプリング結果では 6 地点とも検出限界未満 ND となっています。東京電力からは以上です。

○文部科学省

文科省の伊藤でございます。私の方からは、環境モニタリングの結果につきまして 2 種類の資料を用意してございます。まず全国的な状況ですが、各都道府県におきます放射能水準調査、それから大学の協力によります空間線量率の測定、定時降下物、上水等の結果については特段大きな変化ありません。それから発電所周辺の調査状況でございますが、まず 20 キロ以遠の空間線量率、それから積算線量、さらに県において行っている積算線量、これらを含めて特段数値の変動はありません。資料の 8 番以降ですが、20 キロ以遠のダストサンプリングの結果、県によりますモニタリングの結果、それから 20 キロ圏内の空間

線量率、これらについても数値の大きな変動はございません。資料の 11、資料名で環境放射線モニタリング詳細調査、郡山市の結果について、現地から発表されてございます。これにつきましては県内の各市町村において非常に詳細な調査を現在行っているところでございますが、これにつきましては 1 地点におきまして、1メートルの高さにおいて $3\mu\text{Sv/h}$ を観測している点がございます。

それから海域の調査ですが、資料の 12、これは発電所周辺の海域モニタリングの結果です。先ほどもございましたように、東京電力の方で検出下限値を下げた測定をしてございますけれども、発電所近傍でセシウム 137 で、1.2 から 13Bq/L の濃度を検出しています。それから 13、14、15、海底土のウラン、プルトニウム、ストロンチウムの測定結果でございます。まずウランにつきましては核種分析の結果から天然由来のものであるというふうに推定されております。それからプルトニウムにつきましても、プルトニウムの 238 が検出されていないということ、それからプルトニウム 239、240 の濃度が過去のフォールアウト由来の濃度とそんなに変わらないということで、発電所の事故によるものではないというふうに推定しているところでございます。それからストロンチウムにつきましてはこれは数値的には検出下限値未満から 63Bq/kg という数値が出ていまして過去のこの海域における濃度を比較して、事故由来のストロンチウム 90 が検出されたというふうに判断されているところでございます。

それから 16 番で海上保安庁による福島県沖及び茨城県沖における放射能調査結果についてをお出ししています。これについては海上保安庁で毎年日本の海域周辺でですね、採取して海水中の濃度を測定しているところですが、今回 8 月 27 日に採水した 2 地点の結果が出ているところでございます。これによりますと、セシウムの 137 で 0.072Bq/L 、という非常に精度の高い検出ですが、これは昨年度の濃度等に比べますと高い値が出ておりますので事故由来のセシウムだというふうに推定されています。今回海上保安庁での測定は 2 地点でございますが今後文部科学省におきましても同海域に近いところで測定を行うこととしていますので、そういった結果も見た上で、全体を判断していきたいと考えています。なお一番最後の資料 17 ですが、これは県の方で行っています学校等の調査の結果です。1 つの高校において $1.2\mu\text{Sv/h}$ が観測されていますが、全体の 1761 校につきましては測定が終了、まとめ次第、まとめて報告することになります。文部科学省からは以上です。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは 10 月 31 日付けの原子力安全委員会の『環境モニタリング結果の評価について』という 1 枚紙裏表

にコピーしたものと、1枚目が福島県の地図になっている参考資料を用いて説明します。前回は10月27日にとりまとめを行っていきまして、そちらはホームページにアップしてあります。本日付のものですが、10月27日から30日までに公表された情報に基づいた評価であります。

まず空間放射線量とありますが、これにつきましては発電所から20キロ圏内の空間放射線量率のデータも今回はいっていますが、従来と特段大きな変化がないという状況であります。2の空気中の放射性物質濃度であります。参考資料の10ページから13ページにかけてご覧いただきますと、これは福島県で行っておられる測定結果でありまして、一番上の1番のポイント、福島市杉妻町であります。ここにつきましては検出限界を下げた測定が行われております。日によってこのポイントでセシウムが検出されておりますが、その値は、濃度限界を約4桁下回っているものであります。また、そのポイントでのヨウ素、セシウム134、また他のポイントはいずれも検出限界未満であったという状況であります。

それから4の環境試料にまいりまして、資料では裏面、参考資料では22ページから24ページでございますが、これは東京電力が発電所周辺で取った海水中のセシウムの分析結果であります。今文科省から説明ありましたが、検出限界を下げた測定が行われるようになり、いくつかのポイントではセシウムが検出されておりますが、その値は濃度限界を下回っているという状況であります。それから参考資料の25ページが、これも今文科省からも説明がありましたが、海上保安庁でこの2点について海水中の放射性物質を分析した結果であります。値としては文科省としてもこのポイントに非常に近いところで採水して分析を行っていますが、かなり近い値が得られているという状況であります。最後5の都道府県別の環境放射能水準調査であります。これは全体的に特段大きな変化ございません。上水につきましては、今回は全ての地点で検出限界未満であったということでございます。私の方からは以上でございます。

<プラントの状況について>

○東京電力

東京電力からプラントの状況についてご報告させていただきます。まず始めに福島第一原子力発電所の状況ということで、A4 縦裏表の資料、こちらからご覧ください。タービン建屋地下の溜まり水の処理でございますが、第一セシウム吸着装置キュリオンと、第二セシウム吸着装置サリーを使用いたしまして、水処理の方は順調に続けております。ベッセルの交換等で一時的に停止することがございますけれども、所定の稼働率を達成しつつあるという状況です。それからトレンチ立抗・各建屋地下の溜まり水の移送に状況につきましては記載

のとおりです。本日2号機から移送の方は一旦停止いたしておりますので、2号機3号機から集中廃棄物処理建屋の方には、現在移送を行っていないという状況です。それから北側の仮設タンクからメガフロートに移送に関しましては、本日10時から16時の予定で実施しております。立抗の水位、建屋の水位等につきましては、7時の値を記載させていただきました。会見途中には最新のデータをお届けできるというふうに思っております。

続きましてモニタリングの状況です。海水の状況につきましては、先ほど申し上げたとおりです。使用済燃料プールの冷却に関しましては1号機から4号機まで順調に循環冷却を続けております。圧力容器の注水、それから原子炉圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましては記載のとおりです。1号機に関しましては、予定どおり本日午後14時59分に注水流量を6.5から7.5m³/hに1m³/hほど増加させております。その他工事の状況でございますけれども、こちらも会見の途中で最新のデータをお届けできればというふうに考えております。続きまして発電所所内のモニタリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物資の核種分析の結果について』ということで、10月30日の採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から、昨日のサンプリング結果、記載させていただきました。2枚目の裏面からグラフ化をしておりますけれども、皆さまのお手元の3枚目の裏面上段、2号機のシルトフェンス外側の放射能濃度が、ここ最近では一番高い状況になっておりますが、内側の方が下がっているという状況もございますので、海底土のまき上がりではないかというふうに考えております。引き続き様子、トレンド等を観察していきたいというふうに考えております。

続きましてサブドレン水の状況です。A4横の表の形式になっている資料でございます。集中廃棄物処理施設周辺でのサブドレン水の核種分析の結果ですが、昨日10月30日の測定結果でも通常の変動範囲内というふうに考えております。高濃度汚染水が地下水中に漏出してないというふうに考えております。

続きまして、被ばく評価に関する報告書を一件、本日提出いたしましたので報告させていただきます。資料のタイトル申し上げますと『緊急時作業員の被ばく線量の評価状況等について』ということで、A4の縦の4枚物の資料でございます。こちらは毎月厚生労働省さんの方に、3月以降発電所で仕事をなさった方の外部被ばく、それから内部被ばくの状況についてご報告していただいておりますが、本日の報告内容については、1枚目の四角に書いてあるところが主な項目でございます。被ばく線量の評価状況といたしましては、3月から8月の内部被ばくの評価が終わらなかつたものの中で、9月30日時点では278名でございますけれども、今月末では86名という状況です。その中で20mSv超となった

ものは1名おりました。それから9月に新たに従事した作業者の人数は1,133名でございまして、この期間の外部被ばくの最大値は30.81mSvです。それから9月分の内部被ばく線量の評価を終えたものの結果でございしますが、20mSv超のものが7名ということになっております。今後の評価予定のものは87名ということになります。それから連絡先不明者のものにつきましては、9月30日現在で20名でございましたけれども、その後の調査の進捗によりまして16人という状況でございます。詳しい状況につきましては、2枚目から別紙という形で記載させていただきました。2枚目の裏面から『被ばく線量の分布等について』ということで、表の形式でまとめております。対象者の総人数に関しましては上の表のとおりで、今後内部被ばくで、まだ評価が終わらないものを評価しているということになります。その下、表1が外部被ばくの線量の分布、3枚目の表面の上段が内部被ばくの線量。それからその下段が内部被ばくと外部被ばくの合算値という状況でございます。なお先月から最終ページ、表の4にですね、内部被ばくと外部被ばくの合算値の月別の累積ということで記載をしています。こちらはそれぞれの月に新規入域者で被ばくをしてるわけでございますけれども、その間9月30日までに移動、それから免震重要棟での被ばく、それから作業によって被ばくしたというようなことも含めた形の合算値ということになりますので、全体の分布としては、この表の4が9月30日現在の最新データということになります。

それから連絡先不明者の調査の状況でございしますが、最終ページ4ページのところの右肩に添付資料2ということで記載させていただきました。本月までは4名減りまして、トータル16人という方が連絡先が不明ということになっておりますが、7月以降バーコードによります管理が出来て以降の連絡先不明者は発生しておりません。16名の内訳でございましてけれども、該当者なしという10名の方がおりますが、こちらは私どもの記録上、カタカナの姓のみの記録しかなく、入域日も不明であったというようなもの、それからAPDの貸し出しの記録はありますけれども、返却の記録がないまま退域をされた方。それからAPDの貸し出し、返却の記録はありますけれども、記載された企業名と作業名、日付に整合性がとれてないということで、信憑性が低いということで上手く把握が出来てないものが10名おります。それから残り6名に関しましては、個人としては特定ができておりますけれども、その後退職、転居等がございまして連絡が取れなくなったというような状況でございまして。この16名の方々に関しましては、引き続き専門家によります調査など、新たな取り組みを実施いたしまして、早期解消を図っていきたいというふうに考えております。本報告書につきましては以上です。

それから最後に、第二原子力発電所の作業につきまして、一件ご報告がござ

います。第二原子力発電所では、東北地方太平洋沖地震発災時に、主排気筒の制振装置の取り付け作業を行っておりまして、その際、工事用タワークレーンにいらっしゃった作業員の方1名が、地震の際の衝撃で1名の方がお亡くなりになっております。その関係でこの主排気筒の制振装置の設置工事に関しましては、これまで中断いたしておりましたけれども、今回までに東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震が再来いたしたとしても、同じような死亡事故を発生させないよう安全対策を講じました。どんなことをやったかと申しますと、一つはタワークレーンと排気筒の連結部材の位置を下げることによりまして、運転室の揺れを低減すること。それからタワークレーンジブ脚部にあります固定部材を強化する。それから運転室内の操縦席にシートベルトを設置するということを行いまして、本日からタワークレーンの取り替えに伴います重機の搬入を再開いたしまして、本工事を再開いたしたいというふうに考えております。工期といたしましては、25年1月までの予定でございます。東京電力からは以上でございます。

○司会

これから質疑に入ります。前回同様、質問の際のお願い事項を申し上げます。一度にご質問していただく項目数を3つまでとさせていただきたいと存じます。これは最初の質問の機会を出来るだけ早く皆さんに一巡させるというための措置です。質問全体を制限するものではなく、後で挙手をいただければ指名しますので、質問がなくなるまで行うという事は従来どおりでございます。出来る限り最初の質問の機会をスムーズに回すため、質問を厳選していただきたく、その目安として質問項目を3つまでとさせていただいたものでございます。同様に質問自身も出来るだけ簡潔にお願いいたします。一つの質問でもあまり長くなるようであれば、改めて手を挙げていただくようお願いすることもありますので、ご趣旨ご理解のほどよろしくお願いいたします。回答側も簡潔に分かり易く回答していただきたいと思っております。質問の際には、所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰にたいする質問で有るかを明確にさせていただくようお願いいたします。それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。

<質疑応答>

○産経新聞 大竹

Q:産経新聞の大竹と申します。園田政務官に、先ほど飲まれた福島第一原発5、6号機滞留水の処理した水について。まず飲んだ経緯とそれと飲まれた時のご感想。こうした政治家のなんていうんですかね、農産物等については、政治家が安全性を示すために食べるといったことが過去にもあったと思えますけ

ども、今回ちょっと趣旨が違って、こうした福島第一原発の事故を受けて、事故の収束に向けて、今まだ途上にある中で、政務官がこうしたことをされたということに対して、もしかするとパフォーマンスではないかという批判もあるかもしれませんが。そういった批判に対してどういうふうに受け止めるかお伺いできますでしょうか。

A：(園田政務官) はい、お答え申し上げます。まず経緯でございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、私ども、この5、6号機の滞留水については、言わばその由来が海水、津波によるものであるということでございます。その水を、やはり除去していかなければならないということで、言わば対策の一環として汲みあげて、そしてタンクに一時的に保管をしていたという状況がございました。その後でございますけれども、その対策の一環といたしましてこれを構内散水の水という形で利用してはいかがかという話を私どももやはりその必要はあるであろうということでもございましたので、まずそれをしっかりと使っていこうということになりました。その際に言わば印象として恐らく一般の方も含めて1、3号機の滞留水の水と混同されてしまうのではないかという、私どももやはり懸念を持っておりましたので、であるならばまずはしっかりとその水の基準がどういうものであるのかということをごささま方にお示しをさせていただき、そしてまた地元の方も含めてご説明をさせていただいて、ご納得をさせていただいたという経緯がございました。しかしながら、その後でございますけれども、ひょっとしたらご存知ないかもしれませんがこの統合記者会見の中でその水が飲めるレベルの水であるのかというお答えに対しまして、飲めるレベルの水であると、すなわち私どもがずっと申し上げてきた水浴場の基準、あるいはWHOの基準、これは十分満たしている、そういった質の水のレベルでありますよということを申し上げたところでございます。そこに際しまして、じゃあそういう飲めるレベルの水であるならば飲めますかというお問い合わせでございましたので、私は私の責任においてそれでは飲水することは言うておりません。しかしその際に申し上げたのはおっしゃるように、通常のお米の農産物であるとか、あるいは野菜も含めてそういったものと質は全く違いますので、まさかこの水を何か他に用途で使うということは毛頭私どもも考えておりませんので、飲水用の水ということは一切考えておりませんでした。しかしながらそういうお問い合わせがございましたので、そういう飲めるレベルの水でございますと、そしてそれに対して飲めるのかということでございましたので、パフォーマンスということは私の本位ではございませんけれども、それで見ても納得をさせていただけるのであればということで、私の責任で飲むという判断をさせていた

だいたということでございます。したがってパフォーマンスではないかという点については、当初より私はそういった考えも持ち合わせておりませんでしたし、そういうふうに取りられるのは私の本位ではないということを最初にお断りをさせていただいてきたところでございます。したがって、後ほど皆さま方には先ほど申し上げましたように、10本ほど資料提供という形でご用意をさせていただいておりますので、私どものその安全であるということといった基準の水であるということのデータをお示しをさせていただいておりますので、それを現に本当であるかどうかを皆さま方の中で、もしこれを科学的に検証するということがひょっとして中にいらっしゃるかもしれないというのも想定をさせていただいて、10本ほどでありますけれどもご用意をさせていただいているということでございます。したがって飲むという形には使わないでいただきたいなというふうには考えておるところでございます。それから感想でありますけれども、取りたてで何かこれに対しての感想というものはございません。したがってこの水がこういう飲む水のレベルまできれいな水になっているんだということは、恐縮ではございますけれども、皆さま方を通じて広く国民の皆さま方にもお伝えいただければというふうにご考えているところでございます。

Q：よく分かりました。確認ですが、あくまで今回飲まれたのは別に放射能の濃度がNDだからということではなくて、今の自然発火防止のために原発構内で散水して使われている水が飲料のレベルであると。そういう意味では心配はいらないということという確認でしょうね。

A：（園田政務官）はい、全くそのとおりでございます。

○NHK 花田

Q：NHKの花田と申しますが、園田政務官に1点と、後東京電力の松本さんにも1点伺わせてください。まず今の前の方の質問ともちょっと重なる部分があるんですけど、滞留水、今政務官が飲まれたことに関してなんですけど、飲んだからと言って数年後、何年後にこの放射性物質の影響というものが出るかわからないというのがもちろんご承知だと思うんですけど、本当にそういう行為で安全性の証明になるのかというところがまず疑問があるというのと、そういったのはやっぱり核種モニタリングとかで厳密に核種分析をして、安全性というのは基本的に証明するべきではないかと、そのデータとかを細かくきちんともっと示していくべきなんじゃないかという気がするんですけど、今の飲むという行為でその安全性の証明とか風評被害の防止につながるとして

らっしゃるのかというところを園田さんにまず 1 点伺わせてください。後東京電力の松本さんには、この水の関係で資料をいただいているんですが、このタンク、どこのタンクから採られたというのかと、後どのくらい 10 本容器に入ってますけど、これは 1 本あたりどれくらいの量なのかと。後これは最終日はこの撮影と同じ 22 日でいいのかというのを確認させてください。お願いします。

A : (園田政務官) まず私から、おっしゃるとおり、私が飲むことによって、その行為をすることによって安全性が確認されたとは私も思っておりません。当然ながらその飲む行為は付随的なものでありまして、当然ながら皆さま方にお示しをさせていただいているこの資料が言わばその核種分析の結果として皆さま方にご提示をさせていただいておりますので、これをしっかりと皆さま方も確認をしていただいて、それを広報をしていただければというふうに考えているところでございます。したがって、当然ながら WHO の基準、あるいは水浴場を満たしているわけですので、私は何の心配もないというふうに考えての行動の一環ではございますけれども、そういう意味では今の現段階においては何かこれで完全に安全だということを飲む行為によって申し上げるつもりはございません。この核種分析の結果に基づいて皆さま方に心配する水質ではありませんということを申し上げただけのことです。

A : (東電) 東京電力でございますが、こちらは以前構内散水をする際に配布させていただいた資料に記載のとおり、屋外の仮設タンクに置いてある水を一旦 RO 膜を通しまして塩分それから粒子状のものを取っていた水でございます。そちらの方がこの写真で言いますところの少し全景は映っておりませんが、青いタンクの中に収められていると。それを今回 10 月 22 日に採取いたしましたして東京に持ってきたというところです。撮影日は 10 月 22 日、時刻は約 10 時頃でございます。

Q : すいません、松本さんにこの 1 本あたりの量を伺いたいのと、後園田さんに追加で、今おっしゃられたことはよくわかったんですが、後風評被害をこういうふうな今の行為で防げるのかという部分もちょっとお答えいただきたいなど。お願いします。

A : (園田政務官) 風評被害を防ぐと言いますか、それについての対策と言いますか、考え方はやはりこういった情報を一つ一つ私どもは確認できたものか

ら国民の皆さま方に包み隠さず出していくことであろうというふうに思っておりますので、私のその飲むことの行為というよりは、どちらかと言うとその情報を幅広く国民の皆さま方に知っていただく、見ていただくということが一つの風評被害を防ぐ最大の対応ではないかというふうに考えております。したがって、先ほど申し上げたように農産物に対して、言わば農林水産省であるとか、あるいは消費者庁でも企画をやっておりますけれども、福島県産の野菜であるとか、あるいはお米であるとか、そういったことを食べて応援しようフェアというのがありますけれども、あれとは少し質の違うものであろうというふうに思っておりますので、私どもは忠実に得られているデータを国民の皆さま方に一つ一つご提示をしていくことであろうというふうに考えております。

A：（東電）東京電力でございますが、水はこの写真にございます容器6本にそれぞれ1Lずつ詰めて6L採取いたしております。それから水質検査機関に4Lほど使ったという状況です。

○朝日新聞 坪谷

Q：朝日新聞の坪谷と申します。園田さんと松本さんに伺いたいんですが、まず園田さんに伺いたいんですが、汚染水を飲んだ件なんですけど、今のお話ですと飲むことによって安全性を確認したとは思っていないというふうなご説明でしたが、それではなぜ飲んだんでしょうか。私には飲む意味がよくわからないんですけれども、安全性を示すのであればデータを示せばいいのであって、飲むことでその安全性を示すことにならないのであればそもそも飲む必要はないのではないかと。仮に高濃度の汚染水を飲んだとしても、すぐに健康被害が出るわけではないので、それで飲んだことで安全だということにはならないと思うんですけど、あえてこれから言うんですけどなぜ飲水をしたのかというのがまず園田さんに伺いたいことと、後松本さんに伺いたいんですが、これは脱塩はしたことで、汚染を浄化したり放射性物質を取り除く機械にかけたりはしていないのでしょうか。それだけ伺えませんか。

A：（園田政務官）なぜ飲水を園田がしたのかという問いかけでございますけれども、単純に言ってしまうと、先ほども少し経緯で申し上げましたけれども、この記者会見の中でもそういうご要望があったということでございました。したがって、中にはそういう水を飲むことによってちゃんとその姿勢を示すんだという方も受け止め方としては、ひょっとしたらあるのかなというふう

には考えたところでございます。したがって、私どもの考え方としてはそのことよって安全性が証明というよりはおっしゃるようこうデータを一つ一つ間違いなく、これが今の水のレベルですよということをお示しするのが、私は最大の安全性をお示しをする方策ではないかというふうと考えて、したがって私が飲む行為が、そのことが私の考えでやっていたということではないということだけご理解をいただければというふうに思います。

A：（東電）東京電力でございますが、5、6号機の滞留水に関しましては一旦仮設タンクに入れる際にゼオライトを通してあります。そちらの方で主にセシウムはある程度吸着できているというふうに思っております。それからRO膜で塩分の除去と粒子状の細かいものは混入していないという状況と考えています。

Q：追加で、私の考えで飲んだわけではないということは、要は言われたから仕方なく飲んだと、そういうことですか。

A：（園田政務官）仕方なくというちょっと語弊がありますので、そういうご要望がありましたので、そのご要望に対して私なりに最大限お答えをさせていただいたというふうに受け止めていただければと思います。

○ネオローグ 小嶋

Q：園田政務官に一つ。20キロ圏内の取材に関して進展があったかどうかを教えてくださいたいです。できれば期限を切って回答していただきたいんですけど、よろしくをお願いします。

○司会

すいません、所属とお名前をお願いします。

Q：ごめんなさい、ネオローグの小嶋です。すいません、言い忘れしました。2点目が東電さんに。ちょっと話に出てたか聞き逃したかもしれないですけども、今日配られた各発電所等の環境モニタリング結果について、東海第二発電所が若干0.2ぐらい出ててちょっと高いと思うんですけど、この理由があっては教えていただきたいです。3点目は文科省さんにお伺いしたいんですけど、食品安全委員会がこの間出したので、外部被ばくの考慮はあまり入れないで、内部被ばくのみで100mSvを考慮すれば良いというような結果を出したんですけども、以前文科省に聞いた際に、学校の20mSvの関連だと思うん

ですけれども、内部被ばくは外部被ばくに比べて無視できるぐらい少ない、2%程度ということをお返答していたんですけど、この点について違いについて何か意見があれば教えていただきたいです。以上3点です。

A：(園田政務官) 20km 圏内の取材の件でございますけれども、ちょっとやはりまだ時間が掛かっていることは大変申し訳ないというふうに思っております。私どもも、現場の状況も踏まえて今検討をさせていただいている状況でございますので、もうしばらくお待ちをいただければと思います。

Q：一時立ち入りとかは今されていたり、後事業者は入ることが可能であると思うんですけども、このようにこちらにも必要性があって入りたいと言っているので、時間とかを区切ったり何か許可制で登録制とかにさせていただいて、この日のこの時間だけはOKだよという形にさせていただければあまり問題はないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

A：(園田政務官) 20 キロ圏内警戒区域ということでございますけれども、その点については当然おっしゃるように、今現地の対策本部も含めて検討はさせていただいている状況でございます。発電所の中も含めて私どもの責任で今考えさせていただいておりますので、その点についてはもうしばらくお待ちをいただければなというふうに思っております。

Q：発電所内の取材とは切り分けていただいてもいいので、ある程度期限を切ってその点についてお返答していただきたいんですけども、期限切れないですかね、2週間とか。

A：(園田政務官) 私の責任ではありませんので、そこでいきますと。そういったご要望があったことは現地対策本部にはお伝えをしておきます。

Q：了解です。お願いします。

A：(東電) 東京電力でございますが、ご質問は保安院さんが配られている各発電所等の環境モニタリングの結果だと思っておりますけれども、こちらは女川それから東海第二に関しましては、私どもの事故発災以降高い傾向が続いておりますので、その関係ではないかというふうに考えています。

Q：ごめんなさい、保安院さんをお願いします。すいません。

A : (保安院) 発災以降、東海第二発電所については相対的に高いレベルが続いておりますので、福島第一原子力発電所の事故の影響が継続しているというふうに見ております。

A : (文科省) 文部科学省でございます。食品安全委員会の方で示された 100mSv ということにつきましては、今後厚生労働省さんの方で具体の規制値についての検討が行われた上、文部科学省との関係で申し上げますと、私どもの放射線審議会の方に諮問がなされるというふうに理解してございます。したがって厚生労働省さんの方でどのような具体の基準が示されるのか、今の時点で予断を持ってそれについての判断を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。それから 4 月の段階で内部被ばく、校庭における使用制限についての通達を 4 月の中旬に出した時の考え方といたしましては、校庭の土壌の汚染等を考慮いたしまして、それによる撒き上がりとか、校庭で遊んだ時の内部被ばくの線量を評価したものであったというふうに記憶してございます。

Q : その点に関して、撒き上がりの 2% というところの質問の際に、それは確か放射医研か何かのあれで 2% っていうふうにおっしゃってたと思うんですけど、その時に僕は食品からの内部被ばくに関しても同じように質問したと思うんですけど、食品からの影響は考えないのかという質問をしたと思うんですけども、文科省としては今でも食品からは全然厚労省とかで別だから、それは切り分けて考えて外部被ばくのみ評価する、外部被ばくにおいては内部被ばくの影響は無視できるというふうにお考えは今も変わらないでしょうか。

A : (文科省) それも文部科学省において学校における児童、生徒の 1 年間における線量を 1mSv 以下にするということを申してきたところでございますけれども、これは主に学校における活動において受ける線量ということでございますので、主に校庭の使用あるいは校舎内における外部被ばく、それから給食による被ばくということも概念的には考えられるわけでございますけれども、それにつきましては現在学校給食に用います食材につきましては、厚生労働省の示しております暫定基準を守った食材が適用されるということを前提にすれば、その影響は十分小さいんじゃないかというふうに評価したところでございます。

Q : 1mSv 以下を目指して給食に関しても厚労省の基準を満たせば大丈夫って言

っているんですけども、今のが暫定基準値だと年間 5mSv なんかを考慮に入れていると思うんですけども、その点に関して何かありますか。

A : (文科省) 1mSv と申しましたのは、児童生徒の学校における生活において被るであろう被ばく線量のことを言っているわけでございまして、それ以外の生活圏とかあるいは自宅における飲食については、政府全体において、特に子供たちについて影響を低減させる措置というのが現在講じられつつありますので、それとセットの中で考えていきたいというふうに考えてございます。

Q : この給食に関する部分なんですけれども、給食に関しては例えば 3 食分の 1 食で 3 分の 1 とかそういう評価なんでしょうか。それとも、なんかこういうモニタリングをしているから大丈夫だよとかそういう対策等はあるんでしょうか。

A : (文科省) 8 月の時に試算についてお出ししています。ちょっと今資料確認させていただきます。後ほどお答えさせていただきたいと思います。

Q : この点に関して、以前厚労省の方も 1 回統合に説明に来られたことがあると思うんですけども、一度次の機会にでも来ていただいてこういったすり合わせというか、説明をしていただくことは可能でしょうか、園田さん。

A : (園田政務官) ちょっと確認をさせていただきます。可能かどうかちょっとまだ分かりませんので、一度問い合わせはさせていただいて、その上でご回答させていただきますので。

○ニコニコ動画 七尾

Q : ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願ひします。東電に 2 問。本日、毎日新聞の 1 面の記事についてですね、午前中の会見を踏まえて質問させていただきます。まず、1 問目がですね、午前中の会見で敷地内と外は今回の事故で放射線管理区域に相当する対応を元請企業にもお願いしているとのことでしたが、この外というのですね、記事で取り上げられております東芝と鹿島が設置した作業用シェルター、休憩所も対象となっているのか。それと放射線管理区域の指定が現在においてもきちんと出来ていない理由についてお聞きします。これが 1 問目です。2 問目としましてですね、危険手当は東電から作

業員に支払われるものではなく、元請企業から支払われるものだと思うんですけども、そうしますとどうしてこういう記事になったのかよく分からない部分もあるんですが、東電と元請企業が契約する場合、そこでの作業が管理区域と管理区域外とで金額が違うんでしょうか。これが2問目です。お願いします。後3問目は状況に応じまして園田政務官にご質問します。

A：（東電）まず、今回紙面になりました東芝さんと鹿島さんの休憩所でございますけれども、こちらは空間線量それから、いわゆる管理区域で設定するためには空間線量と表面汚染密度がございますけれども、そちらの方が制限を越えておりますので管理区域と同等に扱って欲しいということで企業さんの方にはお願いをしています。当然、休憩所の中では熱中症対策のために全面マスクを外したりですね、飲食を、特に飲み物を飲むということを経済したいというふうに思っておりますので、雰囲気線量を例えば $50\mu\text{Sv/h}$ 以下ですとか、空気中の放射性物質の濃度も 1×10 のマイナス4乗 Bq/cm^3 以下だというような基準をお示した上で各企業さんからその基準に合致しているという報告を受けております。それから私どもがいわゆる契約をする際には管理区域の作業、あるいは非管理区域の作業ということと、その他管理区域の中でもいわゆる装備、全面マスクなのかあるいは単に管理区域中の作業ということで普通の作業着で入る作業なのかという、要は装備の状況に応じていわゆる人件費の単価ですとか、元請企業さんに対しましては被ばく低減の為の保安対策費というようなかたちで見積もりを行っております。したがって、そういった経費に関しましては契約上金額は入っているという認識でございます。

Q：すいません、ありがとうございます。先ほど質問の中にですね、現在も管理区域の指定が行われていないという、その理由については今お答えいただきました。

A：（東電）管理区域そのものはですね、発電所も含めて今出来ておりません。本来であれば管理区域を設定するためには、壁ですとか柵等で区域を明示するですとか、そういった作業が必要なんですけれども。現在、福島第一原子力発電所の周辺に関しましては、全体が放射性物質で汚染されている状況でございます。したがって、私どもとしては現在、発電所構内に関しましては管理区域と同等の管理を行う区域ということを決めておまして、その周辺、構外の施設、あるいは協力企業さんがなんらかの作業を行う場合には管理区域と同等の同じく管理を行っていくことということで仕事の方はお願い

いをしているところです。

Q：ちょっと確認ですけれども、そうしますと今回ですね、東芝と鹿島では管理区域相当ということを見込んだ上での契約になっているとそういう理解でよろしいでしょうか。

A：（東電）はい。私どもとしてはそういう契約でございます。

Q：そうしますと、その記事にありましたですね、危険手当等々というのは全く東電としては関知してないんですね。

A：（東電）元請企業さんが実際の作業員さんにどういったかたちでお支払いしているかについては、私どもとしては承知しておりません。

Q：そうしますと、この記事はちょっと事実誤認の部分があるってそういう理解でよろしいでしょうか。と言うのは、これ正しく伝わらないとですね、国民も正しく理解できないので、ここはちょっと明解にさせていただきたいんですが。

A：（東電）事実誤認かどうかについては少しコメントは差し控えさせていただきますけれども、私どもがやっていることを繰り返し申しますけれども、発電所の内外の線量、それから表面汚染密度が管理区域の基準を超えているという場合には管理区域と同等の扱いをするということが基本的な方針でございますし、それに伴う作業につきましては必要な防護手当等はお支払いの中に入っているという見解でございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。園田政務官にお伺いしたいんですけど、3問目としてですね。これまで政府としては医療設備等の整備を中心に作業環境の改善ということを行ってきたと思うんですけれども、それ以外に関しましては今お答えいただいたようにですね、仕組みとしては東電ではなく、元請企業に作業員のようなことに対応している以上ですね、この会見ではいくら東電に聞いてもですね、作業員の方の実態はですね、分からない部分も多々あるわけです。最近ですね、作業員の方の事故も多いですし、金銭面の受け取りの格差もですね、これは過去の事例を見てもこれは明らかであって、作業員の方の声を政府が直接現場に行って実態把握を行う考えはありませんでしょうか。これ仕事とは言えですね、健康や命を懸けているわけで

すから、それに報いる考えはないかということについてお聞きしたいです。

A：（園田政務官）今ですね、ご指摘のとおり労働環境は更に改善をする必要はあるかどうか、その精査を私どももさせていただいているところでございます。ご指摘のように大変残念なことに労働災害という状況も起きている状況がありますので、今、労働基準監督署も含めてですね、しっかりしかるべきそういった対応というものはやっていかなければならないのではないかと、この認識は私も持たせていただいております。

Q：認識はそのとおりだと思うんですけども、やっぱり毎日新聞が間違いとかそういうことじゃなくてですね、お金の格差というのは実際あると思うんですね。なので、ここをやはり東電が関知できない以上ですね、これ中期的な課題で廃炉まで30年という中でですね、これは政府としてある程度介入して、きちんと実態把握を努めるということはお願ひできないでしょうか。

A：（園田政務官）それもですね、実は検討の中に入っております、今の段階でまだ申し上げられるレベルではありませんけれども、そういったことも労働者、作業員の方からですね、いろいろなアンケートというようなかたちでお声を拾い上げていく必要があるという認識は持たせていただいて、今政府内でと言いますか、各部署がそれにどういうかたちで出来るか、今検討させていただいているところでございます。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけれども、今日園田さん16時45分から来られるということで、私はそれに合わせて来たら、その前に低濃度汚染水を飲まれてしまわれたので、飲んだ後に聞くのもあれなのですが、前回の記者会見で汚染水をこのまま飲むかのやり取りをやってまして、前回の記者会見の時に、東京電力から園田さんの方に低濃度とされる汚染水というのは、どういうものか、放射能汚染水というのはどういうものかという分析結果というものが手渡されていて、それを園田さんが読み上げられてですね、その中にトリチウムが含まれているという話が出てきて、その話は今まで一回も出てこなかった話ですから、試料をくださいということで、申し上げまして、園田さんの方は、試料終わった後に差し上げるということになりましたよね。取りに行っても、東電の方は嫌だともめまして、いずれにしても試料いただきまして、今まで前回の記者会見の時に、園田さんが実際にこの水を飲む

のだと、その準備を進めている話になって、初めて低濃度とされる放射能汚染水にトリチウムが入っているという話が出てきたのですよね。これは、園田さんが飲むと言わないと、トリチウムが入っていたというところを東京電力はずっと隠していたかと思うのですよ。それについて、どう思うのかというのが1点と、トリチウムの量ですが、2600Bq/Lという量は、普通トリチウムは雨水とか水道水は1Bq/Lなので、2600倍もトリチウムが含まれているので、私、記者だったら絶対止めましたけど、低濃度と言えるのか。それで、なおかつ、私いろいろ調べましたところ、EUの方でこのトリチウムの基準があって、100Bq/Lという基準なのです。そうすると、それと比べて26倍もトリチウムが含まれているのを、本当にすり替えてないのなら、園田さんが飲んでしまったということで、これは絶対に良くし、こんなものを山林に散水してはいけないんじゃないかという話ですよ。どうなのでしょう。

A：(園田政務官) ああ、誤解ないように申し上げますけれども、したがって私は、この核種分析がどのようになっているのかということをお口頭でまずお伝えさせていただいたということでございます。そしてこの値でいきますと、当然ながらWHOの基準というのがありますから、それは十分に下回っている状況でございますので、何の対応なく、私は大丈夫ですよということを申し上げたつもりでございます。

Q：第1点として、園田さんが飲むということで、初めてトリチウムが入っているという話が出てきたのですよね。例えば、東京電力の方でプレスリリースを出して、10月15日付のプレスリリースとか見ると、5号機とか6号機の水はトリチウムは検出されなかったことになっているのですよ。

A：(園田政務官) はい、データ核種の中でNDであるということをお伝えをさせていただいていたというふうに思うのですが。

Q：トリチウムで出ています。トリチウムだけ出てます。

A：(園田政務官) 私が全てトリチウム以外はNDであると申し上げて、うえで先般お問い合わせがありましたので、しっかりと核種分析がこうなってますよと、お伝えさせていただいたということでございます。

Q：園田さんが、前回の記者会見で、トリチウム以外は検出されなかったというお話をされたので、私はトリチウムが検出されたという話が今まで一回も

出てきていない話だから、後で、その場で試料くださいと言って、園田さんが後で渡しますということになったのが、流れなんですよ。だからそれまで東京電力から出ているプレスリリースだとか発表で、トリチウムが入ってますよというのは一回もなかったのですよ。それじゃこのトリチウムはどこから出てきたのかという話をしているのですよ。5号機6号機の。なんで園田さんが飲むという話になってトリチウムがいきなり入ってますという話を、これが本当の話なのですよ。園田さんが飲むとなると、仕方ないからトリチウムが入っているという話になってきたのだと思いますけど、何で今までトリチウムが入っているという話をしないで、園田さんが飲むとなると、実はトリチウムが入ってます。しかもそれは水道水の2600倍も入っているのですよ。

A：(園田政務官) すみません。ちょっとその辺は確認をさせていただきますが、いずれにしても私どもの政府として確認をさせていただいたのは、WHOの基準以下で安全な基準であると申し上げて、それはずっと発表はさせていただいてきたと認識はしております。

Q：あの、それは飲んでしまった後に言うのも本当に気がひけるのですが、WHOの基準があまいというか、内部被ばくでDNAがどれだけダメージを受けるかというのをいろいろ直視してみた場合に、100Bq/LでなければだめだというのがEUの基準になっているわけですよ。園田さん東電に言われてWHOでなっているから大丈夫だということで飲んでいるかもしれませんが、これはましてや飲んだりとか山林に散水できるものではないのですかと言っているのですが、東電が出してきた、やっと園田さんが飲むと言い始めて、出してきた試料でそれは明らかになったのではないですかということを行っているのですよ。

A：(園田政務官) そういう面では、今まで、すみません、落ち度があったのかもしれませんが、そういう面ではきちっと分析結果を示させていただいて、そして安全レベルの基準であるということをお示しさせていただいて、でそれもすいよく基準あるいはWHOの飲水基準も満たしているというふうにお伝えさせていただいた上で、私も本当に大丈夫であるかどうかということ、水質検査という形でさせていただいた上で、飲水をさせていただいたところでございますので、なんの心配もしてありません。

Q：だから、私言いたいのは、水を飲みますか、飲めますかという話がなんで

出てきたかといいますと、東京電力が低濃度と言っている放射能汚染水が低濃度というのを誰も確かめられないのですから、現場に誰も行けないし、東京電力が低濃度と言っているだけなのですから、それで、それを検証するためどうなんだということで、ずっと会見でやってきて、東電が最後に水を実際、園田さんが飲むという話になったときに、トリチウムが入ってますという話が出てきたわけで、園田さんが水を飲まなければ、トリチウムの話は一切出て来なかったのではないですか。今まで。しかもトリチウムは普通の水とか雨水の2600倍も入っているわけですよ。でEUの基準の26倍も入っている。これは低濃度とは言えないのですか。

A：(園田政務官) いえ、決してそういうことではなくて、ご案内のとおり、WHOの基準は1.0の10の10乗でありますので、10の1乗でありますので、それよりも一桁違う下のレベルであるということは申し上げられるのではないかと思います。

Q：最後確認ですけれど、今後はトリチウム入っているのでしたら最初から入っているという分析結果の表を最初から出せばいいわけで、最初トリチウムが含まれているのを除いて出しているのですから、東電が発表しているのですから、いんちきくさいことはやめて欲しいということと、東京電力はプレスリリースで出している10月15日のプレスリリースを見ると5号機6号機を見るとトリチウムは検出されなかったとなっていますが、これが全くの虚偽の発表になってしまうわけですが

A：(園田政務官) トリチウムが検出されなかったというような発表をしたかどうか、私も確認をしておきます。

Q：ホームページに出ていますよ。

A：(園田政務官) その上でありますけれども、先ほど、低濃度汚染水というふうにご表現をされておりますけれども、大変恐縮でございますが、私ども、汚染水ということの表現を5、6号機に対しましては、申し上げたつもりは、毛頭ございませんし、もしあったなら、それは訂正しておきます。あくまでも5、6号機の滞留水ということで、その状況もご案内のとおり循環注水冷却の水とは、全くの異質のものでありまして、3月11日発災当時の津波によって5、6号機に入った、そして、若干地下水も入っていると思っておりますが、その水であるということは、ご理解をいただければと思います。

Q：調べてもらった後でちょっと、詳しいこと分かってから続きやります。

○北海道新聞 往住

Q：往住と申します。よろしく申し上げます。松本さんと森山さんと伊藤さんと加藤さんに伺います。園田さんがこうした水を飲むことについて、そうすべきだ、若しくはやめたほうがいい、若しくは何も言わなかった、どういう態度をとられたのかということと、その理由を教えてください。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、記者会見の経緯のなかで私がそういう形をとらせていただいた、ご要望にお応えさせていただいたということでございますので、何か他の方々から意見具申というようなものではないと考えております。で、その上でありますけれども、逆にならば私がこの政府と東京電力の記者会見のなかで私の責任で飲水をさせていただくというふうに申し上げたので、他の方々はそれに追随する必要は毛頭ございませんし、必要性もないということは私から他の方々には申し上げているところでございます。

Q：それは十分承知しております。私が伺いたいのは国民の一人がそういう水を飲もうとしているときに、安全を訴える立場の方がどういう態度をとったのか、その理由を知りたいということです。お願いいたします。

A：（保安院）保安院でございますけれども、私はこの水が飲料水ではありませんということを申し上げました。ただこれまでも何度か申し上げておりますけれども、保安院への先ほどの質問とも少し被るかも分かりませんが、東京電力はこれは構内に散水をするということなので、この水浴場の基準というものを用いられております。その範囲ではいわゆる外部に放出する基準を必ずしも適応するべきものかどうかというのは議論があるところですが、保安院といたしましては念のためにこの水が外部に放出された場合にどうかという観点から別途確認をしております。それは原子炉等規制法に基づく告示の中に核種ごとの濃度というのがございますので、そういったものを参照しながらですね、加えて核種毎だけではなくて、外部に放出される場合には、その比率といいますか、比の総和というものをとりますけれども、そういうことを含めて確認をしております。したがって放射性物質という観点からは基準値であることは確認をしておりますけれども、政務官にはこの水は飲料水ではございませんということは申し上げました。以上でございます。

A：(文科省) 文部科学省でございます。あくまで政務官の方のご判断なのでコメントの方は差し控えさせていただきますが、安全性という意味では本日加えた資料にもありますとおりのデータであるということで放射線による人体への影響に何か問題があるようなレベルではないと承知しております。

A：(原安委) 安全委員会ですけれども、政務官が政務官としてご判断されたことでございますので、そのことについては特段コメントはございませんけれども、放射性物質の濃度という点からは問題ないにしても、雑菌ですとか、他の金属元素の有毒性の問題などはあるかもしれないからそこについての対応が必要ではないかということは秘書官には申し上げました。

A：(東電) はい、東京電力でございますが、私どもといたしましてはこの水に関しましての核種の分析と、実際飲む場合にはそれ以外の要素がございますので、しかるべき検査機関に水質検査の分析をさせていただいた上で、雑菌があるので煮沸をしてから飲んだほうが良いということを検査記録から判断した次第です。そちらの方を政務官の方にお伝えさせていただきました。

Q：伊藤さんは何もされなかったということですね。

A：(文科省) 特段してございません。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけれども。確認なんですけれども、煮沸されたものを飲まれたんですか。ちょっと私も遅れてきたんですけど。

A：(園田政務官) はい、そのとおりでございます。

Q：ええと、それで先ほど汚染水ということについてお話をされたんですけれども、滞留してある水かどうかは別にして、放射性物質によって汚染されている以上は汚染水であるというのは事実なわけで、それを汚染水じゃないということを何度も何度も繰り返す意味がちょっとわからないんですけれども。なぜ汚染されている水を汚染されている水だというふうに我々が表現することについて、そのように、それを止めるかのような言及をされるのかがわからないので、その理由を聞かせていただきたいというのが一つと、先ほど飲むことよりの情報の方の方が重要だと言われたんですけれども、それはまさに

寺澤さんが指摘されたそのEUの基準等をむしろ紹介することの方が重要で、EUの基準も0.1mSv/yが限界だと。WHOも同じく0.1mSv/yが限界であるという上でそれが人体に与える評価として何Bqかというごとの評価が違うだけなんです。評価がEUが100Bqだし、WHOが10000Bqということで、そこに100倍の違いがあるわけですが、そういうことをきちんと国民に説明することの方が重要であって、単に飲むということでは国民の不安というのは全く解消されないんですけれども、そこらへんの説明をきちんと説明していただけるような予定があるのか。

Q：同じ趣旨の質問なんですけれども、SPEEDIについて、なぜ遅れたのかについての説明がまだ十分されていないわけですが、SPEEDIについて初期段階に公表しなかったのは本来実測値を入力してその上で得られたデータであれば公開すべきだったんだけれども、そうではなくて単位量ですかね、を入れたものだったから公表できなかったんだというご説明をこれまでもされていると思うんですけれども、その説明でいいのかということと、その説明を今でも維持されてるとするならば、それでいいんだというふうに園田さんにレクチャーした人は誰ですか。以上です。

A：(園田政務官)はい、まず滞留水というふうに私どもが申し上げているのは、広く一般に汚染水、汚染水という言い方がなされている水を想起させるのは先ほどから申し上げているように1、3号機の循環注水冷却に使われている水というのがまず想起されてしまいますので、その水とは質が違いますよということに分けて私はあえてそのように申し上げているということでございます。それから、後EUと日本の基準が違うということはおっしゃったとおりでございます。その辺の説明については今後どこかできちっと、まあ食品安全委員会が一つの指標を示しましたけれども、今後、厚生労働省を含め政府の中で内部被ばくあるいは外部被ばくも含めて、今後新たな暫定規制値ではなくてですね、暫定のとれたような形の説明をする際にはきちっとEUとの考え方の違いというものが説明されるんではないかと思えます。あくまでもいま私どもが捉えさせていただいておりますのは、WHOの基準で10000Bqからすると相当数に低いレベルの水であると、その基準は満たしているということを実際として申し上げていることとさせていただきます。それからSPEEDIの遅れに関して、誰が私に説明をしたかという事でもありますけれども、IAEAの報告書を作成する際にですね、これまた保安院あるいはそこに入っていたのは、当然文科省も入っておりますし、原子力安全委員会も入っておりますし、原子力委員会のメンバーも入っております。そういった方々と同じテーブル

の中に付く形で説明を受け、そして私も当然ながら今政府の一員として事故の検証委員会で、きちっとした形が出ておりませんので、今の現段階においては、政府の説明としては従前よりご説明させていただいていると、いう形になるところでございます。

Q：IAEA のその報告書を作る過程で、いろんな方から聞いたと、それ以降は特に聞いてないという事なんですか。今のお答えっていうのは。

A：（園田政務官）はい。私自身はそうでございます。

Q：後その EU の話ですけれども、これは食品安全委員会云々という話をされたんですけども。別にその待つ必要がなくで…。飲むってというような事が出来るくらいだったら、きちんとした情報伝える方が重要な訳ですから、別にそのようなものを待つ必要がなくで、直ちにそういう作業をして、向こうの国では、ヨーロッパではこういうふうなのが基準何ですけれどもというような事をですね。出されるという事は、何らそれをしない理由はないと思うんですよ。で、何度も言ってますけれども、100mSv 以下は安全だっていう、情報が今でも出回ってる訳ですよ。それを止めようとしなくて、どうして汚染水のことだけ拘れるんですかね。私はそこが本当に腹立たしいです。汚染水というような言葉を使ったことに対して、あのようなコメントが出来るのであれば、なぜ 100mSv は安全だという情報が今出回ってる状況を、少しでも改善しようという努力をされないのか。それについてコメント、お答え下さい。

A：（園田政務官）はい。そういう意味ではですね、当然ながら 100 ミリ以下については、まだ不明確な所はあるというところは当然ながら一つと私どももこの場でも申し上げてきたとおりでございます。したがって、それも安全だという事を申し上げている訳ではございませんので、その点についてのなら私ども、齟齬があるというふうには考えておりません。

Q：いや、ですからね。今現在の 100mSv 以下が安全ですっという情報が世の中出まわってるんです。福島県の広報に出てたり、例えば財団法人放射線影響協会つうのがあるんですね。これは、国からの補助金が 43.0 パーセントを占めてますよ。これのホームページに、100mSv 以下の被ばく線量では健康への影響は認められていませんっていうのが、今でも書いてあるんです。だから、そういう事をきちんとはおかしいんじゃないかという事を、政府の方から確認をしてそれってどういう根拠でやってんだと、根拠が正しければ

それはそれでいいですよ。根拠が間違ってる根拠に基づいているんだっから、それを修正するようと、いうふうにする事が必要なんじゃないんですか。少なくとも4月の11日に、安全委員会が100mSv以下は安全だという間違った情報を流した事が原因となって、今もそういう情報が流れてるんです。先行行為に基づく、義務があるでしょ。あんた方はそういう間違った情報を流したんだから、その情報を訂正する義務があるんですよ。ここで言うだけで、それで済む訳じゃないじゃないですか。それを直ちにやって下さいよ。それができない理由はなんなんですか。これもうなんか2ヶ月位言ってますよ私。

A：(園田政務官) はい。当然ながら誤った情報があればですね、それは正していかなければならないというふうに考えております。なおかつ安全委員会としてもですね、その訂正のホームページによって、広く国民に対しても公表させていただいているところがございますので、その点については、しっかりとこれからもやっていかなければならないというふうに考えております。

Q：安全委員会が訂正のホームページ出したのが5月の20日ですよ。5月の20日ですよ。未だに間違った情報が流れてるかた言ってるんです。汚染水に対してあの様に直ちにコメントしてですね、言うぐらいだったらなぜ、国民の健康に影響を与えるそういう重要な問題について、きちんと訂正をしないんですか。どうしてそれを放置するんですか。

A：(園田政務官) 当然ながら、各機関においてですねそれをきちっと、やっていただきたいというふうに私も思っておりますので、今後また私の責任においてというよりは、政府の中でしっかりとその辺の情報共有をすると同時にですね。しっかりと正確な情報を国民の皆さまには周知徹底を測るように、私の立場で出来る所はしっかりと求めてまいりたいというふうに思います。

Q：きちんと指示をしてですね、園田政務官が思ってるだけでは物事は動かないので、きちんと指示をして、それがどうなったかという事を次回までにきちんとお答え下さい。これもうずーっと言ってるんです。でも未だに間違った情報が出続けてんです。それはもう事実なんですから、以上です。

○回答する記者団 佐藤

Q よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。園田さんに質問よろしくお願ひいたします。汚染水、先ほど飲まれたお水に関連して何ですけれど

も。汚染水と呼ばれるような物、実際飲みましたけれども。これ意図するどうかに関わらず、結果的には東京電力の主張を擁護するような結果になったかと思えます。その一方で、今日隅さんが仰ったように、国民の側にとってより必要な情報というのが逆に開示されない。あるいは、必要な変更がなされていない。そういった状況になっているんですけれども。この点について、東京電力を擁護する結果になっているという事は、園田さんの方でご承知されているのかどうか。まずその点お聞かせ下さい。

Q：それと、2つ目。こういった結果的に東京電力の主張を擁護するような要望は、お答えになりますけれども。…かなり積極的にはお答えになりますけれども。例えば、先ほど小嶋さんの方から20キロ圏内の取材要望ありましたけれども。こういった要望についてはなかなかお答えいただけません。この違いはなんなんでしょうか。よろしくをお願いします。

A：（園田政務官）はい。まず、5、6号機の滞留水についてですね。私自身も、一つ一つ確認をさせていただきながら、これは政府も今、統合対策室という形で、入らせていただいておりますので、当然東電を擁護というよりは政府として、どのようにそれをチェックがなされているかという事を、この場で私から日々のですね、状況も踏まえて皆さま方にお伝えさせていただいているという事でございます。結果、それがどういう形であるかと言うよりは、仰るようになりますね、きっちりと正確な情報を私どもとしては情報提供と、あるいは広報と、というような形で広く国民の皆さん方に事実関係を、見ていただくという事でございます。したがって、先ほども皆さま方に参考資料としてお配りをさせていただいておりますけれども。この内容を、言わば東電が測って、そしてまた、機関においてですね。その水をきちんとチェックをさせていただいて、それを国民の皆さん方にそれを、ありのままをお伝えするというのが、私の務めではないかというふうに考えて、この場での統合会見の責任者の一人として、私が務めさせていただいているという事でございます。で、一方、20キロ圏内がどうだというようなことよりは、当然ながら政府として、ここで広報をさせていただいておる訳でございますので。様々な佐藤さんからもですね、宿題を頂いておりますけれども。間違えがあってはなりませんので、一つ一つ確認をさせていただきながら、この場で私から広報をさせていただいているという事でございます。

Q：ありがとうございます。まず、その水の方に関してはかなり迅速に手続きが進んで、私も直前で止める気ではいたんですけれども。飲むという結果ま

で、これは成果と言えど成果何ですけれども。そういった物が得られました。ただ、現場取材の要望、20キロ圏内の要望というのは、ずーっと続いているんですけれども全く成果が出てこない状況です。この違い、こちらから見ますと東京電力の主張を裏付ける、擁護するような事は今のように積極的にやるけれども。そうでないものに関しては全く放置という様に見えるんですけれども、そういった意識というのはお持ちなんですか。

A：(園田政務官) えい、決してそういう事ではございません。私どももですね、広く国民の皆さん方に知っていただく見ていただくというのは、大変重要な事であろうというふうに思っております。この案件について来ましては、私が就任を担当の政務官としてですね、就任をさせていただいた6月から、皆さん方も含めてお話をいただき、また細野大臣とも担当大臣ともですね。いろいろ協議をさせていただき中で、ずーっと検討をさせていただいてきたというところがございます。したがって皆さま方が発電所内構内に入ることの是非はこれはまた慎重に検討、現場の状況もありますし、またずっとお伝えさせていただいておりますけれども、まだ発電所内の状況がどういう状況であるかということが政府として責任を持つ必要があるということでございますので、そういった点ではしばらく安定した皆さま方の安全が確保できる。そしてまた進捗状況、発電所内のような進捗状況に対して弊害がないという状況が確認されるまでは多少のお時間をいただくということで今日まで来てしまっているということでご理解をいただければと思います。

Q：まず今おっしゃっていた現場取材、福島第一のことについてということによろしいですか。

A：(園田政務官) 第一も含めてですね。

Q：分かりました。水の方を飲んで欲しいと要望があってから、結果が出るまで一ヶ月ないかと思うんですけれども、あまりにも扱いが違いすぎますので今20キロ圏内の取材に関連して福島第二の方が拒否されている理由というのが、警戒区域内にあるからという点だけ前回のこの会見で松本さんからお答えいただきましたけれども、20キロ圏内の取材可能だということでしたら福島第二の方も入らせてもらいたい。これ小嶋さんだけでなく私からも要望したいんですけれども、これいつしっかりお答えいただけるのでしょうか。水のように二週間三週間ぐらいでしっかりお答えもらえるのでしょうか。

A：（園田政務官）大変申し訳ありません。今この場でいついつということのお約束はちょっと出来かねます。したがって皆さん方からそういう要望が出ているというのは私も本当に受け止めさせていただいておりますので、その点についての検討は引き続きやらせていただきたいと思います。

Q：最後先ほど小嶋さんの取材要望に関して園田さんから私の責任ではないけれども検討したいとそういうふうにおっしゃいましたが、これ誰の責任になりますか。

A：（園田政務官）20キロ圏内、先ほど小嶋さんのご質問は20キロ圏内の発電所構外の話しをされたというふうに。

Q：それで結構です。

A：（園田政務官）それになりますと現地対策本部もあるいは公安委員会、現地の公安委員会も含めての判断になってくると思います。

Q：分かりました。すいません追加させてください。東京電力に可能かどうかをお聞きしたいんですけども、日曜日夕刻の会見にいらっしゃいました川俣さんにちょっと質問したいことがあるんですがこの場にお呼びいただくことって可能でしょうか。

A：（東電）川俣は原則日曜日の午後の会見を担当しておりますので、何か質問があれば承って回答したいというふうに思います。

Q：もし今本店内にいらっしゃるようでしたら直接お聞きできればと思っていますんですけども。

A：（東電）川俣への質問でしたら私が承って伝えたいと思いますし、私で回答出来るものであれば回答します。

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井と申します。森山さんにお伺いいたします。先週の金曜日に東京電力から1号機と3号機における事故時運転手順書の適応状況についての書類が提出されていると思います。ちょうど一週間前1号機も同じスケジュールといたしますか、一週間前の方は1号機の方が遅かったと思うんで

すが明けて月曜日の会見で最初ではなかったというのが出てきました。今日この後待っていると2号機と3号機のこれは出てくるんでしょうか。また今後出る可能性があるのかその辺り教えてください。

A：（保安院）はい。1号機の時はずっとまず開示決定をして東京電力に通知をするというプロセスを経ました。したがって2号機3号機についても同様に開示決定をして東京電力に通知をするというプロセスを経る必要がございますが、まだ現在2号機3号機につきましては、手順書の開示の範囲も含めて当面は事故に関係の深いところと考えておりますけれども、まだどの範囲を開示するかということまで至っておりませんので、まずは保安院として開示する範囲を確定して、それを東京電力に対して通知をするというプロセスが入ります。

Q：手続きのことは分かるんですが、前回の1号機の時は一応先々週の金曜日に初めて見たわけですね。比較した表に関しては。

A：（保安院）比較した表はそうでございますけれども、その中に書いてあります手順については、その前に見ておりました。確か21日に出てきておりますけれどもその一週間前の14日に保安院から東京電力に開示範囲の決定の通知をしておりますので、その範囲で問題がないということで、その後衆議院の科学技術イノベーション推進特別委員会の方にご説明した上で、公開という形をとりました。同様にまだ2号機3号機については、保安院としての開示決定をそもそもしておりませんので、そうした上で東京電力に対して通知をするという段階がもう一つ入ると思います。

Q：そうするとこれから東京電力さんに対して通知をし開示決定をしますよというのがこれがまだいつになるか分からないということですね。

A：（保安院）はい。今検討中でございますが、それはまだ具体的な日程まではまだ詰め切っておりません。

Q：今の話しですと1号機は一週間前にあったから間に合ったということであれば、でも後一週間以内ぐらいをめどと考えていいんでしょうか。

A：（保安院）はい。1号機は、開示決定をして一週間待って実際一週間以上待って開示をしたということでございますけれども、今2、3号機については1

号機に対する 10 月 14 日のもっと前の段階にございますので、まず保安院として 2、3 号機の手順書の当面は事故に関わるところでございますが、どの分野をどこの範囲を開示するかという決定をまずしなければいけないということになりますので、すぐに開示というふうにはならないと考えております。

Q：おっしゃることは分かるんですけど、例えば 1 号機に関してはその手順書との比較は結局 100%公開されましたよね。

A：（保安院）そのようになっております。

Q：そうすると 2 号機 3 号機に関しても我々知ろうと考えると 2 号機と 3 号機だけ特別なものがあるとは余り考えられないんですが、今かなり期限を切ることを非常に嫌ってらっしゃるように見えるんですが。

A：（保安院）まず 2 号機 3 号機は、1 号機よりも少なくとも倍ありますので、一応確認はしてきておりますが、それで開示決定をまずしますが、この作業は迅速にやっていきたいと思っております。いずれにしてもまずは開示決定をして、東京電力に通知をするということを出るだけ早くやりたいとは思っておりますけれども、まだ具体的な日程ということまでは今は申し上げる段階ではございません。

○ブルームバーグニュース 稲島

Q：私からでよろしいんですか。ブルームバーグニュースの稲島と申します。まず森山さんに伺いたいんですけども、以前福島第一原子力発電所から出た放射性物質の総量についてお伺いしたときに東京電力さんにも計算するようになるといふのを促しているというふうにおっしゃってその後進捗の方はどうなっておりますでしょうか。後同じく森山さんと園田さんにお伺いしたいんですけども、ここ数日欧米の研究者などから日本政府は事故直後の放射性物質の放出についてずっと低く見積もってきているということで、改めて試算されてかなり大幅に上回る量が出てるといふことを試算されてましてこれに限らず国内外のこういった研究機関からいろんな放出量、例えば海に出たものとか大気のものについて試算されてますといふかももう拝見しているところごとく日本政府若しくは東京電力さんの方で出された数字を上回る数字が出てるんですけども、先ほど他の記者の方もおっしゃったように特にここ最近保安院さんのいろいろ九州電力さん他のを巡る不祥事等もあり電力会社さんと一体になっているというような部分がよく言われていることもあって、

改めての独立性ですとか、その透明性を確保する意味でも、総放出量の試算を改めてやり直すとかですね、その今まで暫定評価っていうものをですね、また改めて評価し直す必要性があるんじゃないかと思うんですけれども、これについての見解を教えてください。

後ですね、先日ノルウェーの方が代表になってやられている試算の中では、4号機の使用済燃料プールが破損している可能性ですとか、地震直後に放射性物質の放出が始まっていた可能性についてですね、かなり強い証拠があるというふうに示唆されていまして、これについては東京電力さんですとか政府が出されている見解とかなり矛盾するものだと思うんですけれども、改めて松本さん、森山さんのご見解を教えてください。最後にですね、津波でなくですね、地震による放射性物質の漏えいがあったとするとですね、他の原発、今、再稼働へ向けてストレステストをやっておりますけれども、多くの自治体の方がおっしゃっているように福島第一原発での事故調査が終わらない段階で再起動するということは実際こういった可能性が指摘されたというだけでもかなり再稼働の安全性についてですね、難しくなってくるっていう評価もできると思うんですけれども、この辺の地震による損傷を含めてですね、日本の各原子力発電所の再稼働について加藤さん、森山さん、園田さん、どなたでも結構ですけれども、こういった影響があるのか、こういったことをやる必要があるのかという、そのご見解を教えてください。お願いします。

A：（保安院）まず保安院からでございますけれども、放射性物質の総量のご質問ですが、放射性物質の放出量につきましては、事故直後のデータを元に6月のIAEA報告書に取りまとめておりますけれども、更にその後もですね、検討は進めてきておりまして、9月のIAEAに提出しました報告書では、その後の数字といたしますか、評価も追加しております。そこでは、なかなか総放出量を推定するのは難しいということがございますけれども、4月5日以降はその4月5日の数字をそのまま使ってどうなるかといった推定といたしますか、検討もしております。ただ、その追加的なものにつきましては、4月5日までの数パーセント未満程度ということでございますけれども、そのIAEAの報告書にも書いておりますように、総放出量推定値の不確かさを引き続き低減していきたいというふうに書いておりますので、この点につきましては引き続きの検討であると思っておりますけれども、オーダー的には保安院といたしますか、当初評価しましたものに比べて、オーダーが変わるようなものではないというふうに考えております。それから、4号機の燃料の破損の関係でございますけれども、燃料が破損していないということを保安院として申し上げているわけではございません。東京電力から9月に提出されました事故の

報告書では、4号機の使用済燃料プールの水位がその燃料の頂部を下回るようなことはなかったというような趣旨の報告がございましたけれども、こういったことも含めまして、引き続き確認をしてみたいと思っております。なお、4号機は比較的他の号機に比べれば放射性物質の濃度が低いということも事実としてはあろうかと思えますけれども、まだその破損がなかったというふうに断定しているわけではございません。それから、ストレステストについてのご質問がございました。保安院といたしましては、これまでの緊急安全対策を実施しているということで、基本的な安全は確保されているというふうには考えておりますけれども、ストレステストについても現在進めておまして、保安院として実施いたしますのは事業者から提出されました評価書を内容が妥当かどうかということをしっかり見ていくということになります。その中では当然今回の地震の教訓も踏まえた知見を踏まえて他のそのサイトにおいても、例えば地震の大きさあるいは津波が起きたということを見直す必要が出てくるのであれば、そのストレステストそのものも見直していくという必要はございますけれども、保安院といたしましてはそのストレステストの評価の妥当性ということをしっかり見た上で、原子力安全委員会にもご確認をいただくという予定になってございます。以上でございます。

A：（東電）東京電力ですけれども、4号機の使用済燃料プールの燃料が損傷したかどうかについては、これまで私どもは大きく3つの理由から損傷がないんだろうというふうに判断いたしております。一つ目は使用済燃料プールの水質を分析した結果、セシウムの濃度がそれほど高くないと。損傷した燃料があるわけではない状況であったということが一点。二点目は水中カメラを下ろしまして燃料の状況を見ましたけれども、損傷があったというような外観上の異常はなかったということ。三点目は、こちらは事故報告書に記載しておりますけれども、今回の事故が発生した際に使用済燃料プールの水位は蒸発に伴いまして次第に下がっていきませんが、その過程で原子炉ウェル側と繋いでいるゲートがずれて、ゲートの方から水が補給された結果、プールの水がいわゆる冠水状態を維持できなくなるということではなく、冠水が維持できたであろうというふうに推定いたしております。その三点から使用済燃料プールに関しましては燃料棒が露出することが避けられた結果、損傷は起きていないというふうに現在のところ考えております。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、ここ数日いくつか外国の研究者グループから論文が出ているわけですけれども、一つがノルウェーの研究者らの論文ですけれども、これはネイチャー（Nature）なんかでも、日本の見積もり

に比べて3倍とか報じられているんですけども、これのやり方は世界にあるCTBTの観測ステーションで得られたデータを元に、これも言わばひとつの逆推定をやっているわけですけども、それをやって出ているわけですけども、そもそも今回出された論文というのは、ディスカッションペーパーとして出されていまして、今ウェブ上でピアレビューが行われているという段階のものです。それから、その論文の中でもセシウムの放出量については不確かさの幅として2.3から5かける10の16乗Bqというような値が出ております。それで、こういった放射源から非常に距離が離れた点でのモニタリングデータに基づいて今回やられておりますので、そういった意味で不確かさがかなりあるものであります。実際原研機構で行いましたSPEEDIの逆推定でも大体ファクターとして2から3の不確かさがある。つまり、我々が言っている値より2倍、3倍大きいかもしれないし、2分の1、3分の1かもしれないというようなものです。そういったことからすると、桁が同じ範囲内にはまっていますので、むしろこういうシミュレーションの世界では非常によく合っているというふうに見るべきではないかというのが安全委員会内の専門家の見方でございます。

それから、再稼動云々の話がありましたけれども、原子力安全委員会としては法律上、再稼動については関わる権限はございません。しかしながら、今回のいろいろな対応の中では先ほど森山さんからも言及がありましたけれども、ストレステストについては保安院が事業者の行った評価結果を確認した、それが妥当かどうかの確認というようなものは行ってまいるということでございます。

A：(園田政務官) 私からも、当然ながらですね、IAEAの報告をさせていただいているわけでございますけれども、先ほど森山対策官からお話がありましたように、これもまだ不確かさな部分があるというところでございます。したがって、私どもとしてはしっかりとですね、今現時点で得られている状況を踏まえてしっかりとした数値を国際社会に対しても説明をしていく必要があるということで、6月とそれから9月という形にさせていただきました。今後も追加的にIAEAに対してはですね、報告をしていきたいということは申し上げてきたわけでございますので、今後もその数値をしっかりと評価をしていく必要があると思っております。それから、今、安全委員会からもお話がありましたように、欧米の皆さん方からもいろいろ研究者、それぞれのお立場で評価をしていただいているというふうには思っております。そういったところも踏まえてですね、私どもとしてはしっかりと私どもの、言わば評価というか研究というか、そういったことをしっかりとやっていかなければな

らないというふうには考えております。

○NHK 花田

Q : NHK の花田と申しますが、園田さんと保安院の森山さんに同じ質問について1点、伺わせて下さい。安全委員会の方で、作業部会の方で今、拡大検討しているEPZの関係です。弊社の方で立地自治体とか、その拡大に伴いEPZに入る周辺自治体に対してアンケートを行ったんですが、その結果の中で多くの自治体がEPZの範囲の拡大というのを評価すると答える一方で、避難などに実効性のある対策を取るのが難しいという声が相次いでいました。この実効性避難などについて、実効性のある対策を取るのが難しいという声を国としてどのように受け止めるのか、またそういった自治体の実効性のある対策を取れるようにどう対応するかというのを1点目伺わせて下さい。2点目は、同じEPZの拡大に伴う防災対策の費用の問題なんですが、アンケートの答えで自治体からは国が負担すべきという声が多く聞こえました。後、電力会社の負担とか、原発のコストに入れるべきだという意見もあって、財源確保の問題で国としてどのように対応していくのか伺わせて下さい。これが2点目です。3点目は、そのEPZの拡大で周辺の自治体というのが増えまして、こうした周辺、EPZの新たに入る周辺の自治体の中には脱原発の意見とか、安全協定を結びたいという意見が多く聞かれました。原子力政策や原発運転への発言力がこうした周辺自治体の中で強まるのですが、国としてどのように意見集約を図っていくのか伺わせて下さい。以上3点です。

A : (園田政務官) EPZの見直しについてはご承知のとおり、今、安全委員会でご議論をいただいているというところでございます。そういった意味では、まだ確定をしているわけではございませんので、様々な形で、今、立地自治体の皆さん方も含めて、いろいろ予測がされていらっしゃるかもしれませんが、まだ国としてなにか方針がここで決まったということではないということだけお答えをさせていただきたいと思います。その上でありますけれども、防災体制の費用については、今までもそうではありましたが、当然、自治体とそれから国とでしっかりと按分をさせていただきながら、しかるべき国としても財政措置というものは考えていかなければいけないだろうというふうに思っているところでございます。それから安全協定についてでありますけれども、どのような意見集約を国としてやっていくのかと、当然、このEPZが改定をされて、そしてまた今後、そのような形で新規の自治体の皆さん方とは当然ながら国としても協議のする場というものはあろうかというふうに考えておりますので、当然、その中で様々な自治体からのご要

望であるとかお話であるとか、そういったことにはお伺いをしていきたいというふうには考えております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、今、政務官の方からご回答があったとおりでございますけれども。いずれにしましても今、まだ安全委員会で検討中、されているところでございますので、保安院といたしましてもその検討結果を踏まえて、実効性のある対応が取れるように、例えば保安院といたしましては、オフサイトセンターの問題もございまして、そういったところも含めまして実効性のある対応を取ってまいりたいと思います。自治体、安全協定との関係につきましては、これは電力会社と自治体との関係でございますので、保安院としてコメントを申しあげる立場にはございません。以上でございます。

Q：ありがとうございます。1点だけ追加で質問させていただきたいんですが。園田さんに対して追加でお願いします。防災対策の費用と、その安全協定とかの意見集約の関係はまだ決まっていないという中で、ちょっとある程度お考えというのは、今の段階のお考えというのを伺わせていただきたいと思うんですけど、ちょっと1点目の、30キロ拡大案というのが今、示されていて、確かに決まってないというのがあるんですけど、異論が出てない状況にあるので、その過程で申し訳ないんですけど、そういった状況ということでお答え、1点目実効性のある、自治体の実効性のある対策を取れるよう、国として今のところどういった対応とか見解を示して持ってらっしゃるのかというのだけ伺えますか。

A：（園田政務官）申し訳ございません、国としてというお答えをさせていただくならば、まだ何度も恐縮でございますけれども、まだ確定をしたわけではございませんので、それに対する国としてのなにか方針があるかということになりますと、現時点ではないということのお答えになろうかと思っております。したがって今後安全委員会の方でしっかりとご議論をいただいて適切なEPZが決まり、そしてそれに基づいて国としても当然ながら実効性のある避難も含めての、実効性ある対策というものはきちっとやっていく必要があるというふうに考えておりますので、いずれにしてもまずは安全委員会の方からお示しをいただいて、そしてそれに基づいた国としての方針というのが次に決定されるということだけご理解いただければと思います。

○フジテレビ 生野

Q：フジテレビの生野と申しますが。園田さんにちょっと伺います。先ほどの汚染水を飲まれた件なんですけども、元々飲む水じゃないということで、飲んでなんの安全性をアピールしたのか、私はちょっと腑に落ちない部分があるんですが、保安院の方々とかは飲むべきではないとか、そういった意見をお持ちの中で、会見でもなんで飲んだんだという意見が再度質問あって、私もそう思うんですけども、こういう反応を聞いたうえで、飲むことになんの意義があったと、今、改めて思われますかと。もう一つ、園田さんの全責任でやられたということなんですけども、1カ月程度かかりましたけれども、であるのであれば、園田さんの今、責任で具体的に進められていることは何があるんですか。園田さんの責任において。園田さんのお言葉をいつも伺っていると、関係部署に働きかけるとか、お伝えしますとかいうことが多いので、聞いてるほうとしても、なんかヤキモキするというか、じゃあ何をやっているんだという思いが募るんですが。今回、私、長く会見を聞いてきて、水を飲まれたということは、実際園田さんがやられた一つの成果かもしれないんですが、じゃあ SPEEDI の公開の件、除染の件、補償とかいろいろある中で、園田さんが今、進められて具体的に私の責任で進められると、これをやっているんだと、皆さんこれぐらい待ってくだされば、これのことについてはこう言えますということ、今、何があるんですか。それを聞かせてください。

A：（園田政務官）まず滞留水の飲水することによる意義でありますけれども、一言でお答えするならば意義はございません。したがって先ほども申し上げましたけれども、この記者会見の中で、そういうご要望がありましたので、それにお答えをしたまでということだけお答えをさせていただきます。それから私の責任でというふうに申し上げたものは、当然ながら、この記者会見も中でのご要望事項であるとか、そういったことに対して、私の責任で出来るものは当然ながらやらせていただくということで、お答えをさせていただいているところでございます。政府としての言わば責任という形になりますと、細野大臣以下、原発事故の収束あるいは再発防止というところが、言わば私の担当という形になっておりますので、その点については、私の責任ではありませんけれども、担当の言わば政府の責任という形にはお答えが出来るものではないかというふうに思います。

Q：園田さんの責任でということ、例えば 20 キロ圏内の取材とかも言われてますけど、お伝えしますとか。いつ頃めどにとかいうのは、園田さんは考えていらっしゃるんですか。冷温停止、年内でとも言われてるなかで、じ

やあ年内に冷温停止して春までにとか、そういうめどが、園田さんの今の現地への見通しで、細野大臣と話されてるなかで、そういうことを申し上げてるのが、出来るだけ早くと、どういう伝え方をされてるのかというのを伺っていいですか。その取材の件も含めてですが。

A：（園田政務官）取材の件に関してはですね、状況が許す次第、当然ながら速やかに国民の皆さん方にはご提示をしたいというふうに考えておりますので、当然その状況を今、統合対策室として、あるいは大臣との間で、どういう形で公開することが出来るだろうかというところは検討させていただいてるところでございます。

Q：いつも検討の時期とか、具体性がないことに、ちょっと私は質問で今回申し上げたいんですけども、その時期とか、こういう方向性という、漠然といつもしているの、どのあたりでということと言える範囲で、政治家の責任として言っていたきたいのが一つと。後ブツツケもう一つ質問加えて恐縮なんですけども、今日、福島県の県議会の方々がいらっしゃって東電に対して、福島県の10基は廃炉にすべきだと、して欲しいと要望されたんですけども、これ私もそうすべきかなと、こういう事故を起こした福島県内にある原発を再稼働というのは、なかなか難しいことではないかと思うんですが、政治家として園田政務官は、福島県内にある10基を廃炉にすべきだと考えますか。どういう意見をお持ちですか。

A：（園田政務官）まず取材の件でございますけれども、今の段階ではいつ頃ということはちょっと申し上げられる段階ではないということだけお答えをさせていただきます。大変恐縮でございます。皆さま方が様々なご要望を私が6月の時点から皆さま方から直接そういうご要望をいただいているのは承知をいたしておりますので、そこになるべく早くお答えをできるようにということで検討は更に続けさせていただきたいというふうに思っております。それから廃炉の件に関しまして、恐縮でございますけれども私の立場でどういう方向が望ましいということをお知らせすることのコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。その時点で言えば私の役目と言いますのは、事故の収束とそれから再発防止というところが細野大臣からの命でございますので、今の現時点で私がやるべき仕事というものは、この発電所内の炉の状況をいかに安定をさせ、そして二度と水素爆発も含めたそういう重大事故が起きないような形にもっていく、これが私の仕事であるというふうに認識をいたしているところでございます。

Q：ちょっと納得ができないんですけども、例えば岐阜の選挙区でもそう説明されるのかなと思うんですけども、現場に対して推進か反対かというのは政治家としての基本的なスタンスだと思いますし、今そういう統合対策室でそういうお立場なのはわかるんですが、政治家として寄って立つところがある中で、自分のスタンスですか、廃炉にすべきかどうかっていう、私はそう思ったんですけど、記者としてですけども、1 会社員としてですけども、それがなぜコメントできないのかがってのを。

A：（園田政務官）この場は一政治家としての発言を申し上げるところではございません。したがって、事故収束そして再発防止担当の政務官として政府の考え方あるいは情報を広く国民の皆さま方に公表をさせていただく場でございますので、私の個人的な話をする場ではないというふうに認識をいたしております。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJ と吉本興業のおしどりで。よろしく申し上げます。質問に入る前に司会の原山さんをお願いいたします。先ほどブルームバーグ稲島さんの質問を途中でお切りになり、そして次に NHK の花田さんが当たりましたが、花田さんは 2 回目に当たっております。質問事項を短くそして 3 問までというのは 1 巡目にできるだけたくさんの方を当てるためと冒頭でおっしゃられましたので、我々はそのように考え 3 問までそして短くと守っておりますので、司会の方もどうぞ公平をよろしくをお願いいたします。

○司会

失礼しました。2 度目に当たってる方、人数も多いものですからちょっとよく分かりませんでした。今後気をつけたいと思います。まずは皆さん 1 巡目の質問が回るようにこちらの方ども運営させていただきたいと思いますので、そのように皆さま方もご協力をお願いいたしたいと思います。

Q：お願いいたします。吉澤さんは 2 巡目はここからというように、そういうふうな司会をされてますので、今 1 巡目に当たった方でも挙手を我慢されてる方もおられると思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。では質問で。東京電力の松本さんをお願いいたします。緊急時作業員の被ばく線量の評価状況等について、この四角枠内のところですが、被ばく線量の評価状況、3 月から 8 月分の内部被ばく線量の評価などのところで 20mSv 超えが 1

名、そして黒丸3つ目の内部被ばく線量ですけれども、これも20mSv 超えが7名となっておりますが、具体的に1名、7名の方がそれぞれ何mSv だったか教えてください。そして真ん中の黒丸のところですが、9月に新たに従事した作業員の方で、外部被ばく線量の最大値は30.81mSv ということですが、これは具体的にどのような作業で、何時間に何mSv ぐらい浴びたのか、そして東京電力の社員なのか、元請け作業員か、メーカー社員か、大体何次下請けの方なのかご存知であれば教えてください。よろしく願いいたします。そして園田政務官と保安院の森山さんに同じ質問をいたします。先ほどから取材について20km 圏内、そして福島第一原発の中の取材についての質問がいろいろあるんですけれども、今日は作業員の方とそしてテレビ局の方に聞いたんですけれども、11月半ばに取材をするという準備が始まっており、その作業などの準備と片付けをしているというふうに今日電話で聞きましたので、今日そのようなことが発表がされるかと思っていたんですけれども、全く検討もめどもつかないということで、それは経産省の方で準備をしているということなんですけれども、具体的に。明日から11月に入りますので、数日後11月半ばに取材可能となりましても皆さん準備があると思いますので、いつ頃のアナウンスか、取材ができるようになるような準備はされているのかどうか、どうぞよろしくお願いいたします。

A：(東電) 東京電力からお答えさせていただきますが、表紙に書いてございます20mSv を超えた1名と、20mSv 超の7名に関しましてはこの表の中に入っておりますので、個別の値につきましては確認させていただきます。それからマルポツの2番目の30.81mSv に関しましては、こちらは2枚目の裏面の添付資料1になりますけれども、9月分のところの協力企業さんの中の最大値30.81でございます。

Q：分かりました。その30.81は具体的に何時間、何日ぐらいの作業で浴びたんでしょうか。9月に浴びて10月までに30.81ということでしょうか。

A：(東電) 9月1ヶ月分の累積の被ばく線量でございます。作業の内容等については確認しますが、具体的な作業時間についてはこちらは多分わからないと思います。

Q：分かりました。それぞれ作業員の方にお配りされている通帳手帳のような、線量手帳には記入されてると思うんですが。

A : (東電) 被ばく線量は記入しておりますけれども、実際に働いた時間はそれぞれの作業員の方がお持ちのレシートに何時間から何時間というような記載がございます。

Q : 分かりました。それは東京電力では把握されていないということでしょうか。

A : (東電) 計算機の中に入ってるかもしれませんが、私どもが重要なのは被ばく線量の方でございますのでそちらを管理しています。

Q : 分かりました。何時間で何 mSv 浴びる作業をされているのか、少し知りたいですのでどうぞご報告をよろしくお願いいたします。そして黒ポツ 3 つ目のところですが、9 月分の内部被ばく量の線量評価 20mSv 超えということですが、これ添付資料の表 2 のところで、これは表 2 と対応しているという認識でいいのでしょうか。この表 2 には 20mSv 超えの方は記載されておりませんので。

A : (東電) これは多分、7 が多分違うんですね。ちょっと確認させてください。

A : (園田政務官) 20 キロ圏内の取材の件でございますけれども、先ほどから何度も大変恐縮でございますけれども、私どもも内部で検討はさせていただいております。そういった意味ではまだ現時点でそれが状況が大きく変わったということではないということだけ申し上げさせていただきたいと思えます。当然ながら、そういった受け入れ体制も含めて判断ができればその時にお伝えをさせていただくつもりでございます。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、先ほど経済産業省で何か検討されているというようなお話がございましたが、保安院としてその公開の準備をしているという事実はございません。

Q : 分かりました。では経産省の方で取材のために福島第一を片付けだしたと作業員の方に直接伺ったんですが、それは事実ではないということでしょうか。

A : (保安院) 保安院としてその公開を決めて準備をしているというそういう事実は保安院としてはないということを申し上げます。

Q：分かりました。では経済産業省の保安院の森山さんとして、また経産省でどのようなことをされているかまたお調べしてご報告願えないでしょうか。

A：（保安院）まず発電所、福島第一の取材につきましてはこの場でも何度もご意見をいただいて、保安院としては情報公開は大事という点と、事故の収束を両立していただきたいということと、それからもちろん取材される方の被ばくもありますけども、東京電力の方が常に同行しなければいけないということで、そういった方の被ばくにも配慮してくださいということを申し上げておりますので、保安院として自ら公開を決める立場では必ずしもないと思いますけれども、一応分かる範囲で何か新しい情報ありましたらご報告いたします。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。文科省の伊藤さんに、ちょっと古い話になってしまうんですが。SPEEDIの当初の情報公開の件でちょっとお伺いしたいんですが。3月の23日に安全委員会から発表された際に、3箇所をもとに線量を試算したということなんですが、最初の3箇所というのは多分文科省の方で当時モニタリングされて発表した浪江の赤宇木含む3箇所だと思うんですけども、これは場所はどうやって選定したのかというのをもう一度ご説明いただけないでしょうか。当時の状況を教えていただければと思います。それから併せて文科省にもう1点。安全委員会の緊急時モニタリング指針の中にセシウムの分析は入ってないんですが、事故時には当初ヨウ素とプルトニウムを分析することに、併せてウランもなんですが、することというのが最初の手順として書かれているんですけども。状況を見ていると先日プルトニウムを発表されたように全て後々に回っているように思うんですが、この手順を逆にしているというのはいかなる理由があるんでしょうか。それから東京電力松本さんに、今原子炉の建屋の中の作業がこれから増えてくると思うんですが、当初3月からですね、必要がないということでやられていないんですけども、建屋の中のプルトニウムの核種分析というのは予定されていないんでしょうか。ガンマ核種以外何もやっていないと思うんですが、この辺をちょっと教えてください。お願いします。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、最初の質問私の方からお答えいたします。これは安全委員会の依頼で原研機構が行っていた逆推定でどのデータを用いたかという話ですので。

Q：分かりました。それと併せて、最初に3箇所というのは安全委員会の方でも公表していたと思うんですけども、地名伏せて公表していたの、多分安全委員会とそれと文科省でも公表していると思うんですが。

A：（原安委）それはですね、おっしゃっているのは多分3月の15の午前何時に発表したやつ、16日になっていましたよね。あの3点じゃないです、SPEEDIの逆推定に用いたのは。

Q：分かりました。ちょっとあの3点をどういう選定で。

A：（原安委）そうですか。じゃあそれを。

Q：文科省お願いします。すいません。

A：（文科省）1番最初に測った3点のことでよろしいでしょうか。すいません。その選定の経緯については私存じ上げておりませんので、改めて確認してからお答えさせていただければと思います。

Q：お願いします。ちょっとそれはすぐ分かりますかね。

A：（文科省）ちょっと次回にでもと思ってございます。すいません、それから頂いた質問でモニタリング指針と言うのは、安全委員会の定めております緊急時モニタリング指針の方でございましょうか。ちょっと該当部分を確認した上でお答えさせていただきたいと思いますが。

Q：お願いします。

A：（東電）東京電力でございしますが、建屋内の作業は今全面マスクの着用になっておりますので、建屋内のアルファ核種の分析の予定は今のところございません。

Q：全面マスク着用は存じているんですけども、ダストの分析等されている中でアルファ核種、ベータ核種というのはやられないのでしょうか。

A：（東電）現在、建屋からどれくらい放射性物質が出ているかについてはヨウ

素、セシウム 134、137 を中心にやっております。アルファ核種関係については大気の西門等でも既に ND のレベルでございますので、今のところ予定はございません。

Q : 3 月の時点で安全委員会の記者のブリーフィングの方で建屋内の作業がある場合は、これは安全委員会の委員の方からなんですが、建屋内のアルファ核種の分析はやった方がいいと。これは作業員の安全の為にやった方がいいというお話が出ていたんですが、東京電力としては特に安全確保という意味でも不要だということなんでしょうかね。

A : (東電) 全面マスクをつけてですね、呼吸器への吸入が防止できているというふうに思っておりますので今のところ予定はございませんけれども、これは将来に亘ってやる計画は持っていきたいというふうに思っております。

Q : 今後、全面マスクの着用を外すというふうなお話もあるようですし、それから全面マスクでの作業中、作業員の体への汚染、確認されているようなので、そういう事例を考えると不要だと言うのがちょっと理由が分かりませんが。

A : (東電) 全面マスクを外す際にはもちろんダストの分析をきちんとした上で外すこととなりますので、当然アルファ核種も含めて分析した上で全面マスクを外すということとなります。

Q : いや、外すのではなくて。作業中に汚染されている例がいくつか確認されていると思うんですけども。

A : (東電) その際には表面の汚染レベルを測定しておりますけれども、バックグラウンドレベルでございますので、拭き取り等で除去出来ているということになっております。最近、特に注目されておりますので鼻スミア等も実施してですね、確実に把握したいというふうには思っております。

Q : 保安院にもお伺いしたいんですが、作業員の安全確保という意味で、もう少しきちんとですね、敷地内のアルファ核種、ベータ核種の分析というのはダスト含めて、それから建屋の中、これやらないでいいんでしょうかね。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、やらないでいいということは申し

上げるつもりはございません。最近、作業環境がだんだん変わって来てまして、特にベータ被ばくが増えているということで、現在はベータ被ばく、内部被ばくも含めた対応をしっかりとやっていただくということで、指導して取り組んでおりますけれども。今後そのアルファ核種による内部被ばくということを考えなければいけないかどうかも含めて、少し検討は必要だと思っておりますけれども。そのような環境になれば当然アルファ核種の被ばくに十分配慮した対策というものを取っていく必要があると考えます。以上でございます。

Q：分かりました。最後にしますが内部被ばく、鼻スミアも含めてやっているというお話ですが、ホールボディカウンタでもアルファ核種の関係は計測できないと思っておりますので、その辺は作業員の安全を考える上でやった方がいいと思うのですが。これは意見です、すいません。

○司会

ここで本日の作業状況について東京電力から説明いたします。

<東電からの本日の作業状況の説明>

○東京電力

作業の実績等についてご報告させていただきます。原子炉への注水の状況ですけれども 17 時現在 1 号機は給水系から 7.5m³/h で注水中です。先ほど申しましたとおり本日 14 時 59 分に 1m³ほど流量を増加しています。2 号機は給水系から 2.4、炉心スプレイ系 6.9m³/h の注水となっています。3 号機は給水系から 2.5、炉心スプレイ系から 8.1 となっております。格納容器内への窒素ガスの封入でございますが、1 号機の格納容器内の圧力は 17 時現在 124.8kPa、2 号機は 114kPa でございます。なお、2 号機に設置しております格納容器ガス管理システムの排ガス中の水素濃度は 17 時現在 2.6% となっております。3 号機の格納容器圧力は 101.5kPa です。使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17 時現在プールの水温は 1 号機 21.5℃、2 号機 25.3℃、3 号機 23.8℃、4 号機 31℃でございます。タービン建屋の溜まり水の移送は本日は行っておりません。2 号機、3 号機、6 号機とも行っておりません。仮設タンクからメガフロートの移送に関しましては本日 10 時から 16 時の予定で実施いたしました。建屋の水位の状況です。16 時現在プロセス主建屋の水位は 4,341 ミリで、午前 7 時と比べますと 64 ミリの低下。雑固体廃棄物減容処理建屋は 3,096 ミリで、午前 7 時と比べますと 89 ミリの上昇。サイトバンカー建屋は OP で 4,490 ミリで、午前 7 時と比べますと 5 ミリの上昇になります。トレンチの水位です。1 号機の水位はダウンスケール中、

2号機は2,788、3号機は3,225で、それぞれ午前7時と比べますと2号機は16ミリ上昇、3号機は8ミリ上昇になります。タービン建屋の水位です。16時現在1号機は4,228ミリ、2号機2,826ミリ、3号機3,022ミリ、4号機3,010ミリとなっています。午前7時と比べますと1号機は14ミリ上昇、2号機13ミリ上昇、3号機8ミリ上昇、4号機9ミリ上昇となっています。原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在、1号機は4,244ミリ、2号機2,902ミリ、3号機3,197ミリ、4号機3,027ミリとなっています。午前7時と比べますと1号機は12ミリ上昇、2号機5ミリ上昇、3号機10ミリ上昇、4号機7ミリ上昇となっています。タービン建屋の移送を現在止めておりますので、各号機とも上昇傾向となっております。循環型海水浄化装置の設置作業でございますが、本日12時54分に運転の方を再開いたしました。それからダストサンプリングでございますが、明日1号機と2号機に対しまして、原子炉建屋上部でのダストサンプリングを行います。それから、水処理装置の運転の状況ですけれども、キュリオン、サリーとも現在それぞれ18m³/h、28m³/hで運転を行います。なお、明日11月1日でございますが、東芝製の蒸発濃縮装置の運転を開始いたします。3A、3B、3Cのうち、量によりまして台数を決めたいというふうに考えています。それから、RO膜によりまして淡水化の累積処理量ですけれども、本日12時の時点で2番、3番を使って、5万8,680トンとなっております。ベッセルの交換は予定どおりキュリオンで2塔、サリーで2塔行っております。プラントの状況は以上でございます。それから、ご質問に何件か答えられますのでお答えさせていただきますが、サブドレンのトリチウムの分析結果ですけれども、10月15日は資料でございますとおり5号機のサブドレン、地下水側と6号機のサブドレンでトリチウムはそれぞれNDという状況でございます。今回採った水は一旦貯めております仮設タンクからRO膜を出た水でございますので、水そのものが違いますので、トリチウムの量も違うというふうに考えております。また5号機のサブドレンに関しましては、この後の9月29日のサンプリング結果では0.14 Bq/cm³という状況でございます、NDだったり検出されたりという状況でございます。それから被ばく線量の評価状況のプレス文の1枚目の三つ目のポチの20 mSv超、7名でございますが、こちらは文章のとおりでございます、9月分の内部被ばく線量の評価を終えた作業員でございます、この方は表の1、2、3を通じまして、外部被ばくで20ミリを超えたものが7名おりまして、その和が7名ということになります。内部被ばくとしては20ミリを超えた者はいないという状況でございます。

<質疑応答継続>

○月刊誌のファクタ 宮島

Q：月刊誌のファクタの宮島です。政務官に伺いたいのですが、10月の24日に大熊町の町民の方、有志ですね、細野さんに面会をして、到底なかなか期間が難しいことを前提にですけど、中間処理貯蔵施設を作りたいと、まで言ったのかどうか分かりませんが、そのように報じられておりますけれど、こういう要望が地元から出てきたのは初めてなんですけれど、細野さん非常に重く受け止めておられるようですけど、政務官はこの問題は、こういうことをどういうふうに受け止めておられるかと。それから前提になる事実というのは、結局原発から至近の町についてはなかなか帰れないだろうと、そういうふうに住民の方が思ってるわけですけど、その部分は本当なのかどうかということ、これは加藤さんに伺ったほうがいいのかもしれませんが、どういう形ででも学術的にでも、早く結果を出すことというのが、要するに除染を試みないと分からないということなのかもしれませんが、除染をしてもそれを持っていく場所がないわけですよ。そのことについて、どういうふうにお考えになっているのかということをお伺いしたいんですけど。

A：（園田政務官）はい。10月24日、細野大臣、これは環境大臣として現地に赴かれました。環境省から今後の除染のロードマップといいますか、基本的な考え方を実際の皆さん方、あるいは福島県佐藤知事に対しましてもお示しをされたということでございます。やはり仮置場と中間貯蔵施設、これに関してのご意見を様々いただいてきたというふうに、私も伺っているところでございます。そういう面では今後環境省を中心として、これはご案内のとおり来年の1月1日から特措法が施行されますので、そこからいよいよ本格的な除染に入っていくことができるということになります。細野大臣からは、私は直接の除染の担当ではありませんけれども、やはりサポートをして欲しいというお話をいただいているところでございまして、国の、例えば被災者生活支援チームが現地の除染を、実証実験という形で今調整をさせていただいているところでございますので、それも含めてしっかりと今後町民の皆さん方や、あるいは市民の皆さん方のご要望にお応えをすべく、国の責任でこれはやるということをお申し上げているわけでございますので、しっかりと行っていく必要があるというふうに思います。そして中間貯蔵施設。これがなかなか現時点で、明確な、場所も含めて特定がなかなか難しいというところがございまして。来年中には、しっかりと、国の責任でこれもまた設置ができるように、場所の選定も含めて、これから正しくいろんな所をお願いと、それから検討をしていく段階になります。細野大臣も環境大臣あるいは原発担当大臣、両方兼ねておりますけれども、そういう意味ではこの中間貯蔵施設というものの重要性というものは、大変認識をしていらっしゃるというふう

に思っておりますので、私の立場でもお支えをすることができればというふうには考えておるところではございます。

A：(原安委) 安全委員会ですけども、安全委員会としてはいわゆる避難の解除については、7月19日に避難解除ですとか、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方というのを自発的に出し、また8月4日には政府の対策本部からの意見照会に応じて、緊急防護措置の解除に関する考え方というのを出しておまして、それに尽きるというところではございます。

Q：あの、どなたでもいいんですけど、要するに除染をしてみなければ分からないことと、除染をしなくてもある程度、チェルノブイリのことなども考えますと、なかなか10年、20年戻れない場所というのが多分存在するのではないかと思うんですけど、そういうことというのは、政府の中ではどの役所がこれから考えていかれることになるんですか。それは今の大熊の町民の前提というのは、なかなか自分達は古里に帰れないだろうと。それは数字を基にして帰らないに判断、というか根拠はないんですけどね。しかしそれをなんらかの形で、やはりある程度の期間を区切って検証してやらないと、なかなか難しいんじゃないかと思うんですけど、そういう取組みというのは今後どういう形で、中間処理場をどこに置くかということとも一体化している話なんですけど、それはどこの役所がやることになるんですかね。

A：(園田政務官) はい。長期にわたってご帰宅、ご帰還がまだ見込まれないといますか、そういった所がひよっとしたら今後出てくる可能性があるということは、災害対策本部、これはご案内のとおり、本部で様々な形で検討がなされております。今後まず、それは今後、今環境省が中心となって本格的な除染を、高線量地域を中心に来年から二年間、集中期間としてやるということをおっしゃっていただいております。この部分から、まず国としては責任を持ってきちっとやっていくということになります。その二年間でどこまで落とすことができるかというところをしっかりと見定めた上で今後のスケジュール的なところも含めてですね。地域の住民の皆さん方とは、更にご相談をする地域がひよっとしたら出てくるかも知れないと、いうものはございます。そう言った面では、まだ今の段階からこの地域この地域というふうに私どもも、考えている訳ではございませんけども。当然ながら、何度も繰り返して恐縮でございますけれども。この2年間の除染を、しっかりとやろうという所に、まず今全力を尽くさせていただきたいという事を申し上げております。

○フリーランス 渡部

Q：フリーランスの渡部と申します。よろしく申し上げます。園田政務官に質問します。3週間ほど前に、労働管理下に置ける死亡事故などが起きた場合には、政府や内閣で情報管理できないかという質問をして、回答がですね宿題になったまま3週間過ぎてるので、そのお答えをお願いします。それと併せてですね、労働者の管理というかですね。例えば、東電の方で労働者のその後の行方が分からないというのが100件でしたっけ。あるというふうに、話が出てますけれども。そういう東電のですね、いい加減な管理についてですね、政府の方で何らかの関与ができないのかという事です。それとですね、最後ですけども。20キロ圏内の取材の件ですけども。政務官が責任ある回答させないという答弁のずっとこのところ繰り返されてるかと思うんですけども。で、あるならば責任持てる人を連れてきていただくかですね、していただかないとこれいつまで経ってもおんなじ質問繰り返していくことになってしまうので、細野大臣なのか、あるいはその責任ある人をいつ、政務官がそのいつまでに回答できるという約束ができないのであれば、責任ある人を連れてきて欲しい訳ですね。その方に直接聞く訳ですから。で、その方を連れて来るのがいつになるかをせめて答えて下さい。

A：（園田政務官）はい。まず、一問目の死亡事故に関して政府の管理下に置くことができないのかという事、すいません。まだちょっと、私の所にですね、その検討結果が上がってきておりませんので、確認が取れ次第お伝えをさせていただきますというふうに思います。それから、行方不明者の件もこれについてはですね、一義的にやはり東京電力を含め管理権がありますので、そういった面では東京電力にしっかりとこの件については行うようにと、いう事で求めている政府としては求めているところでございます。

Q：いや、それでも最初から求めてますよね、多分政府は。半年経ってもまだ、こんな状態な訳ですよ。改善されてる訳ではないですよ。特にね。大きく。

A：（園田政務官）いや、そういう面ではですね徐々に進展はしていると…

Q：どういうふうに進展してるんですか。

A：（園田政務官）東電から。

A：（東電）はい。具体的に申しますと、7月の末時点で連絡の取れない方が184名おりましたけれども、8月末の時点で88名、9月末の時点で20名、10月末本日で16名という状況になっております。

Q：それはこれまで働いていた人全部って事ですか。

A：（東電）働いていた人全部ではなくて、所在が分からないというふうに私どもが把握していた人間が、7月29日の時点で184名おりましたけれども、今のところ10月31日の時点で16名という状況でございます。

Q：トータル4,000人でしたっけ。その中からの数字って事ですよ。

A：（東電）いわゆる、内部被ばくの線量評価がまだの者が1,000名単位でおりましたけれども。その中で、所在が連絡が取れなかった者が先ほど申し上げた数字です。

Q：分かりました。分かりました。すみません。

A：（園田政務官）はい。という事で進展してきているという状況でございます。それから、最後20キロの取材の件でございますけれども、当然ながらですね大臣と私とも含めて議論をさせていただいてるところでございますので、当然私が答えられないという状況は、大臣もお答えできないという状況でございます。したがって、その件はひょっとしたらご承知かも知れませんが、大臣会見でもお伝えをさせていただいてるところでございます。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけど。ちょっと今の松本さんのご説明がまず解りなかつたんで1つ聞きますけど。10月15日の東京電力のプレスリリースで出てくるこの5号機、6号機からトリチウム検出されてないって言うものですが。これ滞留水って表現されてますけど、それと今回園田さんの方にですね園田さんがこの水飲むって事になってから提出した分析結果っていう5、6号機の滞留水と同じ滞留水ってなってますけど、こちらはトリチウムが検出されたって事が出てるんですけど。こう違うっていうふうに仰ってましたけど、どう違うですかこの滞留水ってのは2つ。

A : (東電) はい。サブドレンは、建屋の周りにあります地下水でございまして、これが建屋の中に染み込んでまいりまして、滞留水という事になります。したがって、事故発生後 5 号機・6 号機の建物の中に入ってきた水は汲み出して、屋外の仮設タンクに保管しています。その保管している水を、今回 R0 膜という処理をいたしまして、塩分を除去して散水しているという状況です。ですから、元は基本的には 5 号機、6 号機の滞留水は海水、津波が入ってきた時の海水と地下水が漏れ込んで来た物の合計という事になります。

Q : 今のご説明ですと、その 10 月 15 日にトリチウムが検出されなかったという水。その滞留水プラス外にある海水を R0 処理したものが、今度トリチウム検出された滞留水分析結果って出てるこの水だって、園田さんが飲まれた水だってこと何ですか。

A : (東電) はい、そうです。それで、このサブドレンの水も ND、検出限界未満だったり、検出されたり、サンプリングの状況によってはそういった違いがございまして。

Q : すいませんけど、そうすると普通に考えると R0 処理後の方がですね、トリチウムが検出されないっていうんだたらまだ分かりますけど。R0 処理前の水はトリチウムがなくて、後になるとこれトリチウムが出てくるんですか。

A : (東電) トリチウムは水の形で存在しますので、R0 膜ではトリチウムは分離できません。したがって、この程度といいますか、ND の近いレベルですと分析するサンプルによっては、検出したり検出しなかったりというのが繰り返される状況になります。

Q : そうしますと、その 5 号機の中にある先ほど言われてた 5 号機、6 号機の中に溜まってこの滞留水ですよね。こちらからもトリチウムが検出したり検出しなかったりして事なんですよね。ですよね。

A : (東電) はい、そうです。

Q : そうですね。そうしますと、この今回園田さんが水飲むみたいな話になって、9 月 27 日にトリチウムが検出されてたっていう資料が出されてるって事ですけれども。9 月 27 日でしたっけ。って言われたように私記憶しましたけれども。

A : (東電) 9月29日に5号機で取ったサブドレン水の分析結果は、0.14Bq/cm³あります。

Q : そうすると、これまで3月の事故からですね。およその9月29日までですね、このトリチウムが検出されてたっていうこれ。

A : (東電) すいません。9月29日に公表分で、採取したのは8月15日です。

Q : そうすると、その9月29日公表分以前の物のトリチウムがどのくらい検出されたかというような発表資料ってあるんですかね。

A : (東電) はい。サブドレン水の核種分析結果については、定期的に公表させていただいております。10月24日に最新の採取計画は公表させていただいておりますが、サブドレン水の関しましては2号機、5号機分が毎月、1、3、4、6号機のサブドレンに関しましては、6ヶ月に1回採取をしてトリチウム分析を行っております。

Q : なるほど、分かりました。そうすると松本さんの今のご説明だと、この5、6号機の滞留水をR0処理した後の、分析結果でトリチウムが出てきましたっていうのが、前回初めて公表されてたってこと何ですね。

A : (東電) はい、そうです。

Q : そうですね。それですいません。それを踏まえて、加藤さんにお伺いするんですけど。加藤さんの方でも前回東京電力がですね、園田さんにこのR0処理後の分析結果、つまり今散水してる水はこういう分析結果が出ましたっていうのを、渡した時点で初めてここにトリチウムが含まれているということをご認識されたんでしょうか。

A : (原安委) ええとですね、数値として見たのはこれで見ましたけれども、この問題について質疑の中で保安院の方から敷地境界での放出基準を満たしますという説明があったので、その基準の中にはトリチウム入ってますから、トリチウムについていくつかはわからないけれども、その放出基準は満たしているものというふうに思っておりました。

Q：そうするとトリチウムはどの程度の濃度で含まれているかというのは、前回の東京電力が出した資料で初めてわかったけれども、トリチウムが含まれていることは知っていたということですか。

A：（原安委）含まれているかどうかはよくわかりませんが、含まれていたとしても基準以下というふうに認識していました。

Q：そうすると前回の記者会見で東京電力は園田さんのトリチウムは 2600Bq/L という濃度で含まれているというのを出して、それを加藤さんもお認識されたと思うんですが、それってというのは先ほどから言っているように雨水、水道水、通常の 2600 倍、EU の基準でいうと 100Bq ですか、26 倍の濃度だということは加藤さんもお認識だったかと思うんですが、そういったら園田さんもこういう濃度なので WHO の以前というか、WHO が決めている基準だところだけ、EU の方がその後いろいろ内部被ばくとかの関係を考慮して決めた基準でこうなっているの、というような情報提供とかはしなかったんですか。

A：（原安委）えっとすみません、前回の会見では私はこの紙見ておりませんが、今日見まして思いましたのは、炉規法という敷地境界での液体の基準、濃度基準、これトリチウムについては $60\text{Bq}/\text{cm}^3$ 、リットルに直せば $60000\text{Bq}/\text{L}$ です。それで、これはどういう意味合いがあるかということ、この水を普通に 1 年間飲んだ場合の被ばく線量が 1mSv ということです。したがって、この濃度に直してみますと、この濃度の 2.6×10^0 の 0 乗、これだけのトリチウムが入った水を 1 年間普通に飲み続けたとした場合の被ばく線量は約 0.05mSv ということで非常に小さいものということで私は思います。

Q：じゃあ、今と同じ質問ですけど、森山さんの方でも前回はこの数値というのは今日初めて知ったんですか。それとも前回から認識されているんですか。

A：（保安院）はい、保安院としてはですね、この数字だけではなくて、もともと原子炉等規制法の基準に基づくだろかということを確認してきてましたので、私自身がいつその数字を知ったかは正確に記憶しておりませんが、それ以前からトリチウムがあることは認識しておりました。

Q：どの位の濃度で存在するということは分かっていたんですか、R0 処理後の。

A : (保安院) R0 処理してもトリチウムの量は変わりませんので、トリチウムがあるということは認識しておりました。具体的な数字までは覚えておりませんが、評価の結果、今、加藤審議官からもございましたようにこの濃度基準値を満足するレベルであるということは以前から認識しておりました。

○ブルームバーグニュース 稲島

Q : ブルームバーグニュースの稲島と申します。先ほど森山さんにお伺いした質問にいただいた答えに関連して何点か質問させていただきます。まず 4 号機の使用済燃料プールの破損があったことを否定するものではないということをおっしゃっていただくとお聞きするのですが、一方東電さんは今まで 3 つの情報から破損してないということをおっしゃっていただくとお聞きするのですが、森山さんのお話を聞いてると最終的に確実に燃料が破損してないというものを確認する 100 パーセントの情報でいえるのは、実際の燃料の方を取り出すまではわからないということでしょうか。それと放射性物質の放出数量なんですけれども、こちらについて不確かさの提言をこれからは図っていきたくてという文章に書かれたものをそのまま読まれてますけれども、以前お伺いしたときには、東京電力さんに数値の方早く出されるように促してるとお聞きするのですが、主体が変わって政府の方で改めて不確かさの低減のために数値を出されるというふうにお聞きするのですが、そういった場合算出の主体はどちらになるのでしょうか。以前加藤さんにお伺いしたときには安全委員会さんの方ではもう改めて出されるってということはないという趣旨のことをお聞きするのですが、それと海洋放出の方なんですけれども、これは私の理解では東京電力さんが出された試算の数値を政府の方でも使っていてですね、政府の方で改めて数値を出されてらっしゃらないと思うのですが、こちらの海洋放出の数値についても規定をフランスの研究機関ですとか、国内の研究者の方からもかなり東電さんの見積もりが甘いと。実際の放出された数値というものは遥かに高いものだということがお聞きするのですが、こちらについても改めて保安院さんなり他の政府機関なりがですね、独自性の意味でも数値を出す意味はあるかと思うのですが、こちらについての見解をお願いします。で、最後に地震の損傷の件なんですけれども、これ先ほどお伺いした趣旨を誤解されてしまったかもしれないのですが、私がお伺いしたかったのは今耐震バックチェックですとか、ストレステストが行われていて、これの前提となるのが現在の地震度などの基準が間違っていないということだと思っておりますけれども、今回の福島第一原子力発電所の事故で津波ではなくて地震によって何らかの損傷が起きて、大量の放射線物

質が放出されたとするこの例えばノルウェーの研究者の方を始めとした研究は万が1にでも可能性があった場合、今の耐震チェックですとか、ストレステストの大前提となるものが崩れるんじゃないかということで、今回の福島第一の完全なる調査がある程度終わるまでは、再稼働というのは非常に難しいんじゃないですかという趣旨のことをお伺いしたかったんですけども、改めてこの点について見解をお願いします。

A：（保安院）はい、保安院でございますけれども、4号機の破損燃料の可能性の件でございますが、最終的には実際に見てみないと確定できないところはあるかも分かりませんが、東京電力が話されていることにも一定の合理性はあるというふうにも考えております。核種分析の結果なんといいますか、かなり以前といいますか、今回の炉心損傷によるものの可能性が高いですとか、実際中を見てなにか大きく損傷しているということは見られないということもありますので、かなり大きな範囲で損傷していることはないだろうというふうに思っております。ただし、先ほども申し上げましたとおり、使用済燃料プールの例えば水位がどこまでほんとに下がったのかというところまではまだ確認されておられませんので、そういう意味で全く損傷がないかということまではまだわからないということをお知らせしたつもりでございます。それから放出量の件でございますが、このIAEA報告書に書いておりますようにこれからも引き続き不確かさの低減ということは大事だと考えておまして、今保安院だけということではなくて、私は以前申し上げましたとおり東京電力でも引き続きそういった検討は進めていただく必要があるというふうに認識しております。それから地震の関係ですが、まず少なくとも現時点において地震によって安全上重要な施設が損傷したという情報はまだございませんけれども、これにつきましては今まさに原因究明ということで取り組んでおります。これまでですね、耐震バックチェックを行ってまいりましたけれども、例えば福島第一の1号機についてはまだ保安院として確認しておりません。今回の耐震の評価の際に詳細なところを評価したいと思っておりますけれども、東京電力で実際の計算が十分なされていないということでございますので、そのような計算なども踏まえて保安院としては確認していきたいと思っております。それでストレステストでございますけれども、ストレステストにつきましては耐震の裕度というものをみていきますので、当然実際評価がどうであるかということ、その個別プラントごとに見ていくということになります。それとどういう基準地震動と実際の裕度に差があるかということを見ていくということになります。福島第一につきましては、今回の地震、若干基準地震動を超えてるところもございまして、その点も

含めて安全上重要な設備に損傷の影響があったかどうかということは引き続き見ていきたいと思っておりますので、必ずしも福島第一の結果が得られなければストレステストができないというわけではないというふうに思います。以上でございます。

Q：すいません、今の特に地震の部分なんですけども、森山さんの説明が全く答えていただけてないんですけれども、結局今回の地震によって例えば福島の、先ほど森山さんがまさにおっしゃったように一部裕度を超えていますけれども、基本的には範囲内という評価だったと思うんですけれども、それにおいて今回福島第一で地震によって放射性物質が出るような事態になっていた場合、これまでの地震の評価っていう基準自体が間違ってたってことになりかねないということだと思えますよ。同様に他の今の原発の地震の裕度っていうものも、今耐震バックチェックやっていますけれども、福島で実際何が起こったかというのがわからないと再起動っていうことができないということなんじゃないですかということをお伺いしたいんですけれども、そちらについて改めてすいません、度々同じことを聞いてるんですけれども、森山さんのもう少しストレートに答えていただけるとありがたいんですが。

A：（保安院）もしまた的確な答えでなければご質問いただければと思いますけれども、まず福島第一で地震によって重要な装置が損傷したかどうかというところはまだ分かっておりません。損傷したという情報は少なくとも今のところはありませぬ。それから一部基準地震動を超えたということもございますけども、おおむね基準地震動の中にあつたということであっても、基準地震動を超えたところがあるということが一つ。それから福島第一につきましては、そもそも基準地震動をバックチェックのプロセスで大きくいたしました。大きくしたバックチェックの際の新しく設定した基準地震動に対して、福島第一がどうであるということは確認をしております。したがってこれからストレステストについては新しい耐震指針に基づく基準地震動に対してどれくらいの余裕があるかということを見ますので、そういう観点からしますと、福島第一も同じようなプロセスといたしますか、福島第一の場合には基準地震動とほぼ同じぐらいの大きさの今回の地震に対してどうかということを見ますのでその大きくなった基準地震動に対して、福島第一の1号機はどうかということまでは確認をしてないということをお知らせしております。

Q：最後に1度その部分ちょっと私なりに理解したのを伺いますと、つまり今各地でやってる耐震バックチェックですとかストレステストっていうのは、その結果として今回福島第一原子力発電所でもし地震によって何らかの重大な損傷があって放射性物質が漏れてるようなことがあったとしても、今回他の原子力発電所も同様のことが起こらないというような形の評価を下すということですよ。同じような予想外の非常に大きな地震があっても、それに更に裕度を持った基準を設けると、こういうことでよろしいのでしょうか。後もう1つすいません、先ほどおっしゃってた部分で今後放射性物質の総量の今後保安院さんだけでなく東電にもやって欲しいということなんですが、保安院さんと東電さん若しくは他の権威のある政府系機関でも結構なんですが、いつ頃に出されるかという時間のめどのほどを改めて教えてください。

A：（保安院）耐震の関係でございますけども、まず基準地震動そのものをこれまで見直してきてまして、それは安全審査の時よりも全体的に大きくなっております。全てのサイトにおいて大きくなると。ストレステストは新しく設定した基準地震動に対して更にどの程度大きな地震に耐えられるかと、基準地震動を例えば1とした場合に、それが2であるか3であるかということを見るのがストレステストの趣旨でございます。他方で福島第一につきましては、福島第一の1号機を新しく設定した基準地震動に対して耐震バックチェックそのものがまだ行われていないということです。ストレステストで言えばもっとも前提となります耐震の評価が行われていない中で今回の地震が起きて、それで今回の地震、新しい基準地震動とほぼ同じぐらいの大きさでございますけども、それに対する評価を今まさにやってるということでございます。それからいつ頃までに放出量のより高い評価ができるかというところは、ちょっと今の段階でまだ時期的なものを申し上げられる状況ではございませんけども、これまでの評価の結果からいたしまして、その精度といいますか、上げたとしても全体の放出量の数%以下ぐらいのところ、あまり全体の放出量には大きな影響はないんだろうというふうに考えております。

○回答する記者団 佐藤

Q：回答する記者団の佐藤です。よろしく申し上げます。まず園田さんに確認させていただきたい点が一つあります。これ先に申し上げます。水のことなんですけれども、ちょっと私の方で理解が混乱しておりますので確認させてください。今日飲んだことについて、安全性のアピールとは特に関係ないようなことをおっしゃっていたかと思うのですが、安全性と無関係ということ

でいいのかどうか確認させてください。以前の会見で安全性を示すためにじゃあ飲みましょうという話になっていたかと思imasuので、その点まずよろしくお願ひします。まずその後質問 2 つあります。先にこれだけ聞かせてください。

A : (園田政務官) 以前お答えをさせていただいたのはもう 1 回恐らく議事録が公表されておりますので、ご確認をいただきたいと思うんですが、その質問された方があるいはそれを含めてそのように受け止めていただき、安全性を私が飲むことによって安全性だと受け止めていただけるのであれば飲むことにはいとわなないということをお答えを申し上げたつもりでございます。したがって、先ほどの私への質問は私が安全だということと言いたかったのかということでしたので、私は私が飲水をするという行動によって安全だということを表明するものではないということをお答えをさせていただいたつもりでございます。

Q : 安全ではない、安全性をどうこう言うような、園田さんの側としては安全性どうこうということはアピールするつもりはないけれども。

A : (園田政務官) 飲水をするによってですね。

Q : はい。受け取り側としては何て言うんでしょうか、そう受け取ってもらえればありがたい、そんな感じなんでしょうか。

A : (園田政務官) いや、そういうご要望がありましたのでそれに対してお答えをしたまでの話でございます。

Q : 分かりました。じゃあ安全性と特に関係がないということで了解をいたしました。園田さんに質問を 1 つ、それとその後東京電力と園田さんに共通の要望が 1 つあります。まず質問を園田さんになんですけれども、今日夕方の報道で水を飲んだことについて、こういった文言で報道されているようです。ちょっと申し上げますと、フリー記者の必要な要求で、あるいはフリー記者数名が強行にこの水を飲むことを迫る、そういった報道が一部と言いますかあったようなんですけれども、これ園田さんご自身としてフリー記者から執拗に要求があったとか強行に迫られたとか、そういったご認識というのがあるのかどうか教えていただけますでしょうか。それと要望の方ですけれども、福島第一と第二 20km 圏内に関係する部分の取材なんですけれども、次

の工程表の中でこの取材可能時期のめどを加えていただけませんかでしょうか。以上です。よろしくお願いします。

A：（園田政務官）どのような報道がなされていたのかちょっと私は存じ上げませんけれども、私自身の認識といたしましては先ほども申し上げましたけれども、この記者会見の中において記者の中でそのような要望が出ましたのでそれに対してお答えをさせていただいたという認識でございます。2点目の福島第一と第二の取材で、何度も本当に皆さま方からご要望をいただいております。それに対してはしっかりとお答えをしてみたいというふうには考えてはおりますけれども、現時点で何かこのめどというか、そういったところをお示しをするという形にはなっていないのは本当に申し訳ないと思っております。したがって、そういう状況が記者の方が入っていただけるような状況ができ次第、その時に皆さま方には速やかにお伝えをしたいというふうに思っておりますので、大変恐縮ではございますけれども、それまでもうしばらくお待ちをいただければというふうに思います。

Q：東京電力からもコメントお願いできませんでしょうか。

A：（東電）次回道筋に会見でというお話でございましたけれども、道筋に関しましては基本的に私どもの事故の収束それからプラント関係の安定化のロードマップ、あるいはその進捗状況をお示しするのが目標でございますので、現場公開に関しましては、いわゆる道筋の資料そのものに記載することは不向きではないかというふうに考えております。

Q：分かりました。まず、水を飲まれたことの報道について確認を、園田さんにお聞きしたいんですが。執拗に要求されたとか、フリーの記者から強硬に迫られたという認識ではないと、それはそれでよろしいのでしょうか。

A：（園田政務官）はい、私はそのようには受け取ってはおりません。

Q：そのようにはというのは、強硬に迫られたとは思っていないということですね。

A：（園田政務官）はい、そうですね。

Q：はい、分かりました、ありがとうございます。それと現場取材のことなん

ですが、なんらかの形、東京電力にお願いしたいんですけれども。なんらかの形で文書で、今現在はこういった状況なので入れないけれども、こういった準備ができたなら現場取材検討しますというようなことを、多分、社長名になるかと思うんですが、文書でプレスリリースとして公表していただくことはできますでしょうか。現状ですと、この記者会見で要望して断られてという、ずっと繰り返しなので、なんらかのチェックポイントといいますか確認したい、確認する点を、段階を踏んでいきたいと思っていますのでいかがでしょうか。

A：(東電) こちらは先ほど、園田政務官の方からお話がありましたとおり、私どもも現時点ではまだ十分な条件が整っていないというふうに判断しています。いろいろな被ばくですとか、安全面の問題、工程の調整とかございますので、そういった関係が整えば、皆さまの方にご案内させていただければと思っています。

Q：それを社長名で文書化していただくことってどうでしょう。

A：(東電) 私がこういうふうにお答えさせていただいておりますし、先ほど、園田政務官からもそのようにご発言があったかというふうに思っております。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで、よろしくお願いたします。文科省の環境モニタリングの結果についての資料からよろしくお願いたします。69ページの海底土中にストロンチウムが出た件なんですけれども、まず東京電力の松本さんに。いわゆる低濃度汚染水が海洋の方に、2号炉の方などから流出されていますが、このストロンチウムを含む液体廃棄物の処理方法としては、凝集沈殿若しくはイオン交換が適切かと思うんですけれども、RO膜、セシウム除去以外に、ストロンチウムを除去することはなにか、この海洋に出ている低濃度汚染水に関して、ストロンチウムの除去はやっておられるのでしょうか。それから文科省にお願いいたします。その前のページの67ページの海底度のプルトニウムの分析結果についてですが、以前9月30日に汚染地図が出ましたプルトニウムと同様、今回もプルトニウム241は測定されていないんですけれども、前回プルトニウム241を測定しない件について、サンプル数を増やすことを優先したためとおっしゃられましたが、今回、5件ほどのサンプル数ですのでプルトニウム241は検出されなかったのでしょうか。確かに弱いベータ領域で厳しいと思うんですけれども、いろいろな抽出方

法や質量分析などで解析することも可能ですが、なぜプルトニウム 241 は毎回測定されないのでしょうか。フォールアウト由来以下ということで、結果、測定しなくてもいいという判断なのかもしれないんですけども、なぜ事前にプルトニウム 241 は必ず測定しないのか。6月6日に保安院がメルコアで解析した資料も、プルトニウム 241 が 1.2 兆 Bq 出ております。BWR で使用したモックス、あるいは UO₂ の使用済み軽水炉の核種組成を見ても、モックスにしても UO₂ にしても 241 プルトニウムは生成量はバーナップに関係せず生成され、確かに 10 分の 1 程度では 239 プラス 240 の 10 分の 1 程度ではあります。14.4 年の半減期を考慮しますと Bq 単位では、ずっと大きくなると思うんですが。娘核種の 241Am はアメリシウムの同位体中で最大要因になりますので。

○司会

すみません、質問は端的にお願いいたします。

Q：回答にすみません、私が知ってることが回答になると趣旨がずれるので、すみません質問長くなりまして。それ以外の回答が欲しいのでどうぞよろしくお願いいたします。最後に園田政務官に。5、6号機の処理水を、私もちょっと解析したいのでいただきたいんですけどもよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、海洋中に出たストロンチウムの回収については行っておりません。

Q：海洋に出たのちの回収といいますより、その出すものはストロンチウムは除去せず出しているという認識でよろしいでしょうか。

A：（東電）現時点で海洋中に放出はいたしておりませんので、ストロンチウムは出てないというふうに判断しています。

Q：分かりました。ではシルトフェンス内側の濃度が定期的に高くなるというのは、一定の山で高くなったり低くなったりするというのは。

A：（東電）海底土にセシウムが沈着といいますか、降下しておりますので、海が荒れたりするとそういった海底土がまき上がって、海水中の分析結果が高まるということではないかというふうに推定しています。

Q：ありがとうございます。では今回、現時点で、今は流出していないということで、以前2号炉の方からは流出がしていたためシルトフェンスが張られたと思っておりますが、その時はストロンチウムの除去はされていたのでしょうか。

A：（東電）いえ、しておりません。こちらは海洋中にはストロンチウムを含めて放出しておりまして、その時の放出量の評価は既に公表させていただいたとおりです。

Q：分かりました。ではそのストロンチウムを除去していない時期に放出していたものが沈着したという認識でよろしいでしょうか。

A：（東電）はいそうです。

A：（文科省）文部科学省でございます。今回発表させていただいた海底土のプルトニウムの資料につきましては、東京電力の方で採取し分析したものでございます。プルトニウム 241 の測定につきましては、先日来ご質問いただいておりますけれども、また繰り返しになりますけれども、241 のプルトニウム 238 に対する放出量、これベクレル数でいうと保安院が6月に発表した資料ですと、数十倍確かに高かったかと思えます。他方ご質問の中にもありましたけれども、プルトニウム 238 と 241 では、半減期が桁違いに 241 の方が短ございますので、したがって生成量そのものは他のプルトニウムの同位体と比べて同じようだといいましょうか、他の核種よりは少ないということが事実としてございます。それから 241 を測らない理由につきましては、測定に困難を伴うということと、それからベータ放出核種であって、線量評価については他のプルトニウムの核種の同位体に比べて一ケタ程度低いということもございます。なお娘核種については、241 が崩壊すると 14 年で崩壊すると、アメリカシウム 241 になりますけれども、アメリカシウムの 241 の半減期は、確か 4 千年ぐらいで、プルトニウムの 241 の 30 倍でございますので、逆に同じ数の原子数のプルトニウム 241 とアメリカシウム 241 があつた時のベクレル数というのは、理論上は半減期が例えば 30 倍とか 40 倍であれば、30 分の 1、40 分の 1 になるということでございます。なお今回のプルトニウムの分布状況については、陸上について申し上げます、今回の事故由来と推定される場所につきましては、100 点中 6 点ぐらいであつたということで、例えば、長くなって恐縮でございますけれども、チェルノブイリの時のようなマップをな

ぜ作らないかというご質問も前回あったかと思うんですけども、プルトニウム 241 についてのチェルノブイリの時のマップの濃度を見てみますと、平米あたりの濃度が今回福島で検出されてるオーダーの数千倍、3ケタぐらい高いオーダーが検出されております。したがって非常に広範囲に 241 の汚染があったということで、検出数もその 241 が検出されたサンプルといいたいまいしよいかそれも相当数あったんだろうと思います。したがって繰り返しになりますけれども、今回プルトニウムの 238、239、240 の同位体について、80 キロ圏内で採取して測定した状況から見ますとチェルノブイリのような濃度あるいは広さで今回のプルトニウムが飛散してはいなかったということは分かるかと思えます。

Q：分かりました。ありがとうございます。アメリカシウムの半減期は 432 年でプルトニウム 239。432 年です。アメリカシウム 241 ですよ。

Q：432 年でプルトニウム 239 が 24000 年。240 が 6564 年ですのでプルトニウム 239、240 を解析しておりますのでエネルギー量が強いアメリカシウム 241 が半減期が長いので解析しなくてもいいという理由は当てはまらないと思うのですが、ではチェルノブイリのプルトニウムの濃度より非常に低かったためプルトニウム 241 は検出しなかったという理由でよろしいでしょうか。それが一番理解が出来るんですが。当てはまるんだとすればこれが。

A：（文科省）前回その測らなかった理由については 241 の線量寄与が少ないということとそれから他のプルトニウムの同位体に比べて非常に測定に時間がかかるということと前回プルトニウムの汚染の広がりを把握する上では 241 は測らなかったという事は前回申し上げたとおりでございます。そのところは変わってございません。ちなみにチェルノブイリの例を出されたものですから、チェルノブイリにおける分布の状況と日本今回の福島における分布の状況の違いを申し上げたまででございます。今後どうするかにつきましては前回もお答えしたところでございますけれども、線量分布等マップ作成にかかる専門家の中でプルトニウムあるいは他の核種も含めて今後どういう計画で測定していくのがいいのか。それは線量評価に効いてくるとかあるいは今後の除染にどういう意味を持ってくるのかということとをトータルで考えて今後のモニタリング計画を実施していきたい。そういう意図を持って今後 241 について測るかどうかにしてもその中でご議論いただきたいというふうに思っております。

Q：分かりました。ではサンプル数が少なくてもこれからはプルトニウム 241 は測定はしていかないという認識でよろしいでしょうか。

A：（文科省）繰り返しになりますけれどもその必要性についてまず専門家の間でのご議論をいただきたいというふうに思っております。

Q：分かりました。ありがとうございました。

A：（園田政務官）はい。5、6号機の滞留水の件でございますが一番最初のお伝えしましたけれども今日このボトルにして10本試料用としてご用意させていただいております。帰りがけに注意事項を守っていただく、すなわちこれはあくまでも飲料数ではございません。これを持ち帰って飲むことというのはお控えをいただきたいと思えます。したがって皆さん方がこの水が本当に安全なものであるのかどうかを含めて言わば研究をしていただくというか調査をしていただくために試料用として10本ご用意をさせていただきましたので、それをきちんと守っていただくということをもってお渡しをしたいというふうに思っておりますのでその辺はご協力を。でどなたかにお渡ししたかとかそれも私どもとしては把握をさせていただきますのでもしお持ちかえりという時にはその胸をきちんと受付のところにおっしゃっていただいて、その手続きを踏んだ上でお持ち帰りいただければと思えますのでよろしく願いいたします。

Q：ありがとうございます。数に限りがあるということで、では早い者勝ちのような形になるのでしょうか。今もしよければ持ち帰りたい希望者を聞いていただければ安心して。

A：（園田政務官）10本ですので、もしお持ち帰りいただきたいという方はいらっしゃいますか。三名、四名、五名、六名、七名、八名。そのまま上げててくださいね。これで締め切りますよ。1、2、3、4、5、6、7、8。八名かな。後ろの方いいですか。八名で。じゃあ全員お持ち帰りいただけますのでそのまま手続きしてください。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。加藤さんに一問と状況に応じまして園田さんに一問質問させてください。加藤さんになんですが9月上旬に海へ放出された放射能の総量につきまして、3月21日から4月30日で1.5京Bqを超えると

の試算を日本原子力研究開発機構がまとめました。これは東電が発表した推計値に大気からの降下を加えた結果東電の発表に三倍を超える値になったということがありました。これが一つと後先日フランスの放射線防護原子力安全研究所 IRSN が3月21日から7年半ばまでに海に放出された放射線セシウムは放射線セシウム 137 で見た総量は 2.71 京 Bq でこれは東電の発表の 5.7 倍。日本原子力研究開発機構の 1.8 倍になっております。これにヨウ素 131 とセシウム 134 を加えますとさらに値が大きくなると思われかもしれませんが、質問ですがこの二つの推計値につきましてのご見解を加藤さんをお願いいたします。

A : (原安委) ちょっと原研機構の方はどういうやり方をやったのか詳しく論文見てないんですけども、IRSN がやったものにつきましては安全委員会の専門家も論文を見ております。基本的に海水中の放射性物質濃度をあちこちでモニタリングしてますけども、そのデータから海水中でのセシウム濃度がどう分布しているだろうかという等高線を描いてそれに基づいて、要は広い海の中にこれだけあるんだからそれが全部発電所から出ているとすればこれだけだということでこれは計算したものであります。それで今回の計算の仕方を見てもいろいろパラメータの設定の仕方とかで過大評価になっているというふうではないかと思われる要因は幾つかありますけども、実際海の中にある放射性物質がどれだけかを出すアプローチと、東京電力の方でやられた実際に目で見て出ていた、それに若干前後の時間加えてますけどもそれを比べると、やはり実際目で見て出ていたものは小さい、二つの値比べれば当然小さくなるだろうというのが我々の専門家の見方であります。

それで今回出たような海洋中のモニタリング結果から逆にどれだけ出ているかという推定するやり方というのは、海域でのモニタリング、実は外国のいろんな機関もやってますからそういうところでの精緻なモニタリングデータが出てくればまた更に今後も出てくるのではないかと思います。ただどれが一番正確な値かというのはこれはどんな方法論を用いているかとか、あと、そもそもモニタリングデータの不確かさなんかに関係しますから、そこは不確かさがどれくらいあるかというのはよっぽど注意深く見てみる必要があります。論文なんかでこの値とっているのが本当にずばり正しいというものではないということで、不確かさがどれくらいあるかということをよく認識しながらそういう値を見ることが大事だと思います。

Q : ありがとうございます。ちょっと先走った言い方になっちゃいますけれども、この IRSN の値というのはそんなに大幅に今加藤さんらの認識でいいです

と大幅に違っているものではないのか、それともどうなのか。

A：（原安委） すいません。そこはまだ我々の専門家もこれに使ったモデルがどれくらい妥当なものなのかは、ちょっと見解を持ち合わせてないのでまだ今の段階でははっきり申し上げられないです。

Q：分かりました。これを受けて園田政務官にお願いしたいんですけども、加藤さんのおっしゃったことそのままだと思うんですけども、先ほど IAEA に報告することで国際社会への理解をというご趣旨の発言があったと思うんですけども、少なくとも結論だけ見ると東電と日本原子力研究開発機構と値が違っておりました、さらに IRSN とも値が違っていると。こういう状況でですね、これは海への放出ですから、国際的な問題もありまして、更にですね、外務省が今、海外に対して政府で言うところの、あくまで政府で言うところの風評被害にですね、対応している中で、こういった値の違いってというのはですね、問題はないとお考えでしょうか。

A：（園田政務官） はい、数字が違うから問題ではないかということかもしれませんが、少なくともですね、私どもとしてはしっかりと国際社会に対しても明確な数字というものはお伝えできるだけ伝えていかなければならないという姿勢で IAEA に対しましてもですね、その都度その都度得られている治験の最大限を生かしてお伝えをしてきたというところはございます。その中でまだ海洋についてはですね、しっかりとした評価ができていないという部分に関してはほんとにまだまだ私も力不足ではないかなというふうに認識をいたしているところがございますので、今後、様々な研究機関がそういったところを取り組んでいただけるということも聞いておりますので、そこを参考にさせていただきながら、政府としても責任ある数字というものを今後検討していかなければならないのではないかなというふうには考えております。

Q：はい。ありがとうございます。まさにですね、そのとおりだと思うんですけども、国際社会に対してという前にですね、国内のですね、国民に対してやはりなぜ風評被害ということ政府の方は熱心に時折言われるわけですけども、結局この値というのは東電とかですね、財団発表とか海外の研究機関の値しかなくてですね、やはり今、園田政務官が言われましたように、政府としてのですね、正式、推計値で結構だと思うんですけども、政府としてのですね、値の発表がないんですね。これが多分一番問題だと思うんですけども、どうして政府としての公式発表がこれまで値としてないんでしょ

うか。

A : (園田政務官) はい。そういう面ではですね、先ほど来お話がありますけれども、なかなかこれを推計をするという手法が多岐に渡ってしまっているという状況がございます。そういった意味で目で見えて確認ができていないもの、あるいは既に放出をされてそこから逆推計でやっていくものというような形で、いろんなやり方があるんですね、私どもとしてはどれが本当の数字という形で的確にそれを評価することができるだろうかということは検討に次ぐ検討は続けさせていただいているところでございます。そういった意味でまだ大変申し訳ないと思っておりますけれども、現時点でそのやり方というのが確定をしていないということでございますので、必然的に言わば確定値という形で公表ができていないというふうにご理解をいただければと思います。いずれにしてもご指摘のようにですね、政府としても何らかの形で、言わば数値をですね、持っておく必要はあるというふうにも考えているところでございます。

A : (園田政務官) 大臣もですね、含めて、IAEA 報告の時もですね、何か政府機関としてできないかということは検討に次ぐ検討は繰り返ししてきたんですけれども、残念ながらその時点においても今日においてもですね、まだそれが困難であるという結論に至ってしまっているということでございます。今の現状でございます。

Q : はい。分かりました。よく分かりました。最後に、年内に冷温停止ということと言うとですね、やはりある程度ワンセットというかパッケージで対応されるというお考えはないんですかね。つまり年内に冷温停止と、そういった記者の方々からも以前からありますけれども、その体系の放射性物質の総量と海、これが全部パッケージにならないとなかなか国民は安心しないんですが、そういったお考えは無いですか。パッケージとしてきちっと政府公式見解を発表するということですけど。

A : (園田政務官) 現時点でですね、ステップ 2 の終了に際して総放出量というものをどのようにしていくかというのは、ちょっとパッケージとしては現時点では考えておりません。先ほども少し触れさせていただいたと思いますが、いずれともいいいますか、IAEA に対してはですね、当然ながら今後も放出量も含めてその報告はさせていただきたいということは 9 月の段階から大臣からお伝えをさせていただいておりますので、当然その過程の中におい

ては国内の皆さま方にも当然そういった時期が来る、その確立ができればですね、できるかもしれません。その時期については必ずしもステップ 2 と同等というふうに考えているわけではないということだけご理解をいただければと思います。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。よろしく申し上げます。園田さんにお聞きしたいのが、20 キロ圏内の取材に関してなんですけれども、先ほどの答弁ですと東京電力の福島第一原子力発電所内の取材と 20 キロ圏内の取材を含めて、一連でということと検討されているのでしょうか、ということと、もしそうであれば、それは先ほども言いましたが、切り分けていただいてお願いしたいんですけれども。例えば 20 キロ圏内から 3 キロ、例えば今、一時立ち入りとかできている 3 キロ等を目安に取材等、立ち入り取材等をお願いしたいということと、それに関して今、どのような議論が、先ほど細野大臣とか細野政務官もその議論に参加しているということでしたので、今、どのような議論が行われていてどのような危険性の観点から今取材が行われないのかということをお聞きしたいことです。もう一点、東京電力に申し上げます。以前、先週の木曜日に質問したと思うんですけれども、4 号機の上空の、上空というか上の方のモニタリングがいつからいつまで行われていたかについてお聞きしたいと思うんですけれども。この回答をお願いしたいことと、それが第一点です。もう一点。華北新報社の報道で、福島県の学校の給食に関して、学校の自治体とかのアンケートで、暫定基準値以下を求める学校が 7 割、暫定基準値以下よりも ND、不検出のものを、不検出の食材、米ですね。県外産、県内産の不検出の米を求めるのが 7 割。県外産を求めるものもありましたということがアンケートで出ていますけれども。文科省としてはこのようなことについてどのような見解とか対応をされているのかをお聞きしたいです。

もう一点。資源エネルギー庁が出した 2010 年のエネルギー白書で柏崎刈羽の原発に関して地震があった際に閉じ込め機能が機能した、えっと中越地震ですね。すみません、中越沖地震で放射性物質を閉じ込めるという基本的な安全機能は確保されたというふうに書かれていた問題で、これが新潟日報ですね。新潟日報で報道されていましたが、これに関して東電がどのような認識をされているか、捜査とか調査とかに協力した際にどのような回答されていたのか。また保安院としてはどのようなことを知っていることがあればお願いします。

えっとですね、もう一点。先ほど質問した食品安全委員会の外部被ばく線量の影響は少ないので、内部被ばく線量 100mSv のみを考えるということに関し

て、安全委員会としてはどのような立場というか見解をなされているかについてお聞きしたいです。

それと最後にもう一点。先に私、この後帰らないといけないので、先ほどの水に関して、先に手続きしていただけると助かるんですけども。この後、全部終わってからでなくて、どこかで手続き可能でしょうか。ということをお願いします。以上です。

A：（園田政務官）はい。水についてはですね、恐らく入口のところで手続きして持ってお持ち帰りであるようになっておるとお思いますので、その辺は確認をしてください。それから、1Fの、あるいは2Fの取材に関してと、それからそれと切り分けるという話でございます。当然ですね、私どものこの立場での取材に関しては20キロ圏内といたしてもですね、おっしゃるように発電所の構内に入れるかどうかというところ。プラスアルファJヴィレッジですね。そのことについて責任を持たせて、今、確認をしているところでございます。したがってそれとそれ以外のところとではですね、それ以外のところは私の、言わば範疇ではないと言ったら言い過ぎかもしれませんが、現地対策本部と、それから先ほど申し上げましたけれども現地の公安委員会がその時点でご判断をされることであろうというふうに認識をいたしておりますので、その点については確認はしておきたいと思っております。1Fについては、2Fも含めてですね、発電所内部においては何度も大変恐縮でございますけれども、今のステップ2の進捗状況においてですね、まだ皆さま方の安全性とそれから私どもも含めてですね、構内での作業への影響というものを勘案し、あるいは核物質防護の観点、あるいは放射線防護の観点、そういったところを総合的に勘案をさせていただきながら最終的に判断をしていこうというふうには考えております。

Q：今の点について、そのJヴィレッジとか福島第一以外の部分に関して、現地対策本部とか現地の考案とかでやっているということは、その議論には参加していないということで大丈夫ですよね。了解です。

A：（園田政務官）私は参加しておりません。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、まず4号機の原子炉建屋のダストサンプリングに関しましては、5月26日にいわゆるこれは上空からのダストサンプリングを行っております。それから4号機は人が入れましたので6月30日にはいわゆる原子炉建屋のオペレーティングフロアと最上階

5階のところにサンプラーを置いてサンプリングを行っております。それから中越沖地震の状況でございますが、こちらは3号機の所内変圧器が火災を起こしましたけれども、所内の変圧器は電源供給可能な状況でございます、外部電源が生きていたこともございますので、非常用ディーゼル発電機等の起動はございませんでした。それから非常用ディーゼル発電機も地震後の点検でも異常がなかったという報告は公表させていただいております。そのほか起こったトラブルといたしましては、スロッシングということで、使用済燃料プールの水が地震の揺れでオペレーティングフロアにあふれたということがございましたけれども、こちらに関しましては回収されています。またその一部の水が6号機では貫通口を通った非管理区域に出て最終的に海に放出されたということがございましたけれども、こちらも量としては微量でございます、環境には影響を与えるほどではなかったということでございます。それから同じく7号機も一部タービン蒸気、グランド蒸気系の方から微量の放射性物質が排気筒を通じて漏れましたけれども、この量そのものも多くなかったということになります。したがって地震で多くの地盤沈下ですとか、外回りでは結構壊れましたけれども、いわゆる原子炉建屋の内部の安全上重要な機能に関しましては異常がなかったということになります。

Q：この点に関して、つまり東電さんの意識としては漏れた部分はあったけれども、放射性物質を閉じ込めると基本的な安全機能は確保されたというエネルギー白書に書かれたことについては特に問題はないということですか。

A：（東電）はい。そのとおりです。

A：（保安院）保安院ですけれども、エネルギー白書の表現については、保安院としてコメントする立場にはございませんけれども、柏崎刈羽原子力発電所につきましては、先ほど松本さんからもお話がありましたように、一部海洋とそれから排気筒からだったと思いますが、外部への放射性物質の放出はございました。ただしその量は数字は覚えておりませんが、そんな大きな量ではなかったというふうに認識しております。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、食品中の放射性物質濃度についての規制のことですけれども、安全委員会としてはこの問題についてはいつまでも暫定基準値を使うのではなくて、できるだけ速やかに本格的な規制値を確立していただきたいということを申し上げてきたところでありまして、まずはリスク評価機関である食品安全委員会が考え方をまとめ、今後リスク管理機関で

ある厚生労働省が食品薬事関係の審議会のご意見を聞きながらまとめられて、更に放射線防護に関する基準の斉一化ということから、文科省の放射線審議会にも諮問がされるというふうに認識しておりまして、それぞれ法律に基づく権限によってこれから具体的に決まっていく話でございますので、安全委員会としては個別具体的内容について意見を申し上げる立場にはないというふうに考えております。

Q：その件に関して、個別具体的には意見を求めないと言ったんですけど、全体的にこの縦割り寄せ的な側面がちょっとあって、内部被ばくと外部被ばくを何かうちの範囲じゃないというふうに切り分けてるようにも見えるんですけど、その点に関して何か意見とかありますか。

A：（原安委）その点について特に原子力安全委員会としてご意見を申し上げる立場にはないと考えております。

A：（文科省）文部科学省でございます。学校給食に対する父兄の不安があるんじゃないかというお話でございます。まず学校給食に関連しましては、まず文科省として教育委員会とか学校関係者に対しまして、出荷制限等の情報に留意してくださいという話とか、あるいはご父兄に対していろんな情報提供をしてくださいという指導をしているのが1点ございます。学校給食につきましてはその前提といたしまして、市場に暫定規制値を超えるものが出回らないということがあくまで前提でございますけれども、なおそういう保護者をはじめをする関係者の安全、安心という観点から、現在第三次補正予算におきまして、その学校給食の食材を検査する機器を各県が整備する際の費用の一部補助を検討しているところでございます。

Q：その件に関して、こういったそれぞれの学校とか自治体のこういったこのNDのものしか使いたくないとか県外産を使って欲しいとかいう要望には直接答えてはしないということですかね。

A：（文科省）そのアンケートの内容については、承知してございませんけれども、さっきも申し上げましたように学校給食の用に供されている食材につきましては、厚生労働省あるいは農林水産省、それぞれが定める基準、あるいは検査を受けていると、そういうものを使用するということが前提でございますので、全く検出NDのものしか使わないとか、あるいは県外産をという要望に対しては直接は対応しているわけではございません。

Q：了解しました。最後に1つ。先ほど厚労省の方を来ていただけないかということ一度言ったんですけども、その点に関して今暫定規制値が見直されてると思うので、例えばその暫定規制値が見直された通常規制値が入った段階とかで呼んでいただけるとちょっと都合がいいかなと思いました。そういうことの要望を伝えておきます。よろしくお願ひします。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。松本さんに2つと園田さんに1つなんですけど、松本さんは先ほど5号機6号機の滞留水に関して、これはトリチウムは検出されたりされなかったりするということをおっしゃってましたですね。水を取った日によって。これはどういう理由で検出されたりされなかったりするんでしょうかっていうのが1つと、もう1つはこれまでのお話ですと要は滞留水というふうにおっしゃられていてこちら側は低濃度の汚染水、そもそも東京電力は最初低濃度汚染水と言ってたかと思うんですが、そういうことであればこの山林にまくとかっていうことをしないで、最初から海へ放水すりゃいいんじゃないかという気もするんですけど、どうしてこれをそういうふうにしてないのかということが松本さんにお伺ひしたいことです。園田さんにはまたこの記者会見のフリーの問題なんですけど、私も直接知ってるフリーランスで、今西さんという方と橋本さんという方が1週間以上前に既に署名記事2つ添えてこちらの会見に出たいということで申し込まれてるかと思うんですが、これは今までですと署名記事2つ出してたら翌日にはじゃあどうぞというようなのが来てたかと思うんですが、1週間2週間経っても何も返事がなく放置されてるようで、こういうのもやはりフリーを排除する、手続きを遅らせてるのか何なのか分かりませんが、以前はすぐ許可が出てたものを会見では署名記事2つで、我々はその条件は全く納得いってないんですけど、少なくともそちらの方で決めた条件であればクリアしてればすぐ翌日にお越しく下さいと受付で手続き取ってくださいということをやったと思うんですが、そうじゃなくなって何か1週間以上も放置されてるというのが、これ実質上排除してるんじゃないかと。その間会見出られないわけですから、ということをお伺ひしたいです。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますけれども、トリチウムの濃度そのものが低いものですから完全な均質ではございませんので、濃度的なばらつきは自然界のものでございますのでいろいろあろうかと思ひます。たまたま状況として濃いところに当たれば検出いたしますし、薄いところだと

検出しないというような状況になります。それから山林にまくというお話ですけれども、こちらはこれまで伐採林をかなり集積しておりますので自然発火の恐れもありますし、ほこり等が立ちますと放射性物質が拡散いたしますので水を有効利用する形で今回この水を使っている次第です。

Q：すいません、それで今言われた 2 点について聞きますけど、そうするとトリチウムは検出されたりされなかったりするというのは、原子炉の状況自体が変化してるってことではないんですか。

A：（東電）いえ、違います。既に大気中に出たトリチウムがいわゆる雨それから風等に舞っておりますけれども、そういったのが均質ではないということになります。

Q：ですけどこれだいぶ深いところから採ってるんじゃないかなかったです。

A：（東電）サブドレンそのものは数 m の地下でございますけれども、どこから来たのかについては敷地内それから敷地外に降った雨が地下水として発電所の方に流れ込んでいくものをサンプリングしています。

Q：2 番目ですけど、山火事ですかそういった放射性物質を舞うのを防ぐというような確か 10 月 7 日に東京電力が発表した時に言われてたかと思うんですが、そういうことであればそもそもだから疑義があるような水を使わないで普通の水で撒けばいいんじゃないかと思うんですけど、なんでそういうことをしないんですか。

A：（東電）処理水としてこの程度まで濃度が下がってきた水でございますので、いわゆる山林に撒いても問題ないだろうというふうに判断した次第です。

A：（園田政務官）すいません、お名前が今西さんという方と橋本さんという方ですか。ちょっと確認をしておきます。当然ながら寺澤さんのご指摘のように私どもとしては基準を満たした方というのはすぐ審査をさせていただくと同時に OK を出しているはずですので、ちょっと持ち帰らせていただいて確認をしてみたいと思います。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしく申し上げます。回答する記者団の佐藤です。東京電力に 4 つ、細

かなものも含めて確認の要求だけでも含めて4つあるんですけれどもいいでしょうか。1巡目以降ということでラストの指名ということもありますのでお願いします。まず確認のお願いなんですけれども、30日の夕方の東京電力の記者会見で、川侯さんが記者から原発稼働の住民投票があった場合に、再稼働の支持を得られると思うかという質問がありまして、これに対して川侯さんがこのようなお答えをされました。答えの冒頭のところを文字おこしましたので読み上げますと、一般論としてあるいは私の私見も少し含めるならば、エネルギー政策あるいは国防政策あるいは外交政策といったものは、国が本来国民の生活のために方針を決め、その方針に基づいて遂行するような種類のものだと思っております。住民投票が実現した場合に再稼働を得られるかどうかという質問に対して今のようなお答えをされているんですが、原発の稼働の話の中でなぜ電力会社が国防ですとか外交に言及しているかがわからないので、これを川侯さんからお答えいただきたいと思っていたんですが、こちらには今日いらっしゃらないということで、松本さんからあるいは後日川侯さんのコメントをいただいた上でこの場で公表いただけませんかでしょうか。それと2つ目お願いします。以前2号機に入れたロボットのクインスなんですけれども、これまだ2号機内に置いてある状況でいいのかどうか、これを確認させてください。それと先日クレーン事故にあった方の容態が今最新の情報でどうなっているか教えてください。それとタイベックの着用に関してなんですけれども、私の方で未確認の情報で、重ね着をしないように指示がある、そういったようなことを見聞きしているんですが、その重ね着しないようにという指示があるというのは事実かどうか、以上です。よろしくをお願いします。

A：（東電）まず川侯の発言でございますけれども、ご発言のとおりであればはじめに一般論としてというふうに断っているとおり、一般論として川侯の私見を述べたものというふうに考えております。それから2号機のクインスにしましてはまだ回収できておりません。それからクレーン事故の被災者の方でございますが、現在福島県立医大で入院中でございます。それからタイベックの重ね着の件でございますが、こちらは普通タイベックは重ね着しないものでございますので、普通1枚の着用になります。

Q：ありがとうございます。そのまず川侯さんの回答からなんですけれども、確かに私見あるいは一般論としてお答えされているのはわかるのですが、電力会社が原発の稼働の話の中で、国防と外交に言及する理由がわからないんです。エネルギー政策、国防、外交政策、この3つその場でポンポンポンと

挙げられておりました、エネルギー政策はもちろん理解できるんですが、国防と外交がわからないのでこれをなぜこの2つが出てきたのか関連をお聞きできればと思っております。それと入院中に関してですけど、状況、容態に変化がないということでもいいのかどうか、それとタイベックの重ね着、確かに1枚重ね着して意味があるかどうかと言われると意味がないような思いがあるんですけども、未確認の情報として重ね着しないように指示があるというような情報がありまして、これが事実かどうかの確認ができればと思います。

A：(東電) まず、川俣の発言でございますが、これは繰り返しになりますがあくまで一般論として私見であるということで述べたものというふうに考えています。それからクレーン事故の状況でございますが、現在入院中で治療を受けているという報告は受けております。それからタイベックでございますけれども、重ね着そのものは放射性物質の体表面の付着を防止する意味でございますので、基本的には重ね着はしないものでございます。何か寒いというような話であれば下着類を重ね着することになろうかとは思っています。

Q：了解です。ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですけども、川俣さんの発言については東京電力の方で川俣さんにご確認いただいた上でお答えいただけませんかでしょうか。私見、一般論としては重々承知の上で、なぜ外交、国防についてまで電力会社の方が言及されているのか、その関連を知りたいというふうに思っております。

A：(東電) はい、一応本人に確認してみます。

Q：はい、よろしく申し上げます。それと容態の方なんですけれども、もう少し具体的に、もし変化があれば今現在の状況ということで教えていただけますか。

A：(東電) 今のところ入院中で治療されているという報告を受けています。

Q：これまで報道されてる状況と変化はまだないと。

A：(東電) はい、そうです。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅です。先ほど木野さんが聞いたマニュアルの関係なんですけれども、それは環境放射線モニタリング指針というものになると思うんですが、平成 20 年 3 月原子力安全委員会が出されたものなんですけどもね、これについて園田さんはこれがあることによって SPEEDI の情報というのは本来、その単位量を当てはめてでも活用するべきであるというようなことがこの指針の中に書かれているんだということの報道なんか一部されたりもしてはいますが、そういう報道を踏まえて園田さんはこの指針自体に直接当たったことがあるのかどうかというのがまず 1 点です。

2 点目は、記者会見の持ち方なんですけど、前回急遽、細野さんも園田さんも出席できないということで中止になったんですけども、代替日などについては全く知らせがなく 1 回飛んだ形になってるんですけども、これはお 2 人がいない時は中止して欲しいというようなことを一部の方が言われたと思うんですが、それは中止しっぱなしにしてくれという趣旨ではなくて、できれば遅れたなら遅れたなりに対応する、あるいはその日に中止にせざるを得ないんだったら別の日程を入れるとか、そういうことが前提の要求だったと思うんですけども、今後そのような、前回のようなことが繰り返されることがあるのかということと、それからその会見に絡んでもう一つは現地取材のこともそうなんですけれども、具体的な説明が全くないわけですよ。いろいろ、様々検討している、総合的に検討している、総合的に検討しているうちの何が問題なのか具体的にっていうことが、全く分からないんで、具体的に説明していただきたいですし、他の機関と検討中だというふうにおっしゃられたりすることもあるかと思うんですけども、具体的にそれ説明していただけないですか、今後は。結局、具体的な機関とどういうふうに検討してて、何が問題なのかとか、次はいつ検討機会を持つとか、正直言って本当に検討されているのかどうか、全く我々には見えてこないんですね。ただ単に口先で、いや頑張ります頑張りますと言われてるのか、それとも本当に頑張られているのか、我々には全く判断する材料がないので、もう少し具体的にその辺をやっていただきたいというのが記者会見に関することで 2 点です。

3 点目は、東電の方で先ほど 5、6 号機のサブドレインの話が出ているんですけども。これについてトリチウムが出たり出なかったりしているということが前提での先ほどお話だったんですけども、トリチウムが従前のデータで出ている時の配布された資料の日付とか、その辺をちょっと教えていただければと思います。他にもあるんですが、最後に 3 問ずつということなんで、いったんここで切らせていただいて、もう 1 回後で残りは聞きたいと思います。

○司会

それでは最後はお一人なのでまとめてどうぞご質問ください。

Q：では、続けて質問させていただきますと。まず一つはそちらの説明をされている側の立場の人の官僚の方々の略歴をですね、統合会見が始まって以降の略歴を明らかにしていただきたいんですね。いわゆる公職についての略歴で結構ですので、現在のみならず過去も含めてですね、これまで各省庁の担当者として会見に主たる説明者として出席された人の履歴を明らかにしていただきたいということがまず一つと。その関係で安全委員会の事務局の幹部等の課長級以上で結構ですので、出身母体をですね、明らかにしていただきたいと。それからその関連で中村審議官、根井審議官が出席した記者会見についてはいつ、何日の何時のものであったかということも明らかにしていただきたいということと。

赤宇木地区等を含めて、周辺の実測をしてたんですけども、それについて住民に対しての説明がなくですね、結局被ばくをするに任せていたこと、これについてなぜ周辺住民にきちんと高い線量が出ている段階で説明をしなかったのか、これは文科省になるんですかね。ということと、後東電が溶解に関する解析が遅かった理由について保安院としての見解を出していただけたということとを以前言っていたいただいたと思うんですけども、それについて保安院はご説明をいただけるのかどうかということ。

それから東京電力の方に、これは園田さんですが、東京電力に対して莫大な税金がつき込まれるんですけども、これは何か法改正をしてですね、何がしかの情報公開がきちんとなされるような制度、東電が民間企業であるが故に情報公開制度が適用されないわけですが、あれだけの税金がつき込まれることになるんだとすると、国営にはしないけれども税金の点から言うと多大な金額がつき込まれるわけですから何か情報公開制度をですね、特別な立法を立ててですね、税金払っている市民がですね、きちんと東電からの情報を取れるかどうかについて法的に争えゆる余地があるようなことを検討していただける余地があるのかどうか。

最後、文科省に対して、生徒園児の1日の被ばく量について、校庭での被ばく量について、20mSv 云々ということだったん出た後、1mSv を目標とすると言われたんですけど、20mSv は全体の生活における数値だったと思うんですけど、1mSv というのは学校における生活での目標値だと思うんですね。つまり目標値の設定がずれているんですけど、そうしますと文科省として 20mSv に該当する部分、つまり生徒や園児が1日に受ける被ばく量、年間を通してですね、1日中家庭、あるいは通行、あるいは遊んでるそういうのを通して被ばくする量とし

てはいったいどういうものを目標として考えてらっしゃるのか。以上です。

A : (園田政務官) まず私からですね、モニタリングの指針に対して、私自身が直接当たったかどうかということですが、申し訳ございません、私は当たっておりません。それで、後取材の件でございますけれども、大変恐縮で繰り返しで恐縮でございますけれども、検討はさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思っております。それから後最後の東電への税金がつぎ込まれるので、それを法改正して情報公開をさせるべきではないかというご指摘でありますけれども、日隅さんも放送家ありますからその点はお詳しいとは存じますが、日本の法体系の中においてですね、一民間企業に対して情報公開をさせるような法律というのは枠組みとしてはありませんし、恐らく範例の中でもそのようなことがあるというのは私は承知をいたしておりません。したがって、現段階においてそのような法律というものが出来るのかといった場合に大変難しいのではないかなというふうに思います。お気持ちは個人的なところで、東京電力という大きな会社に対してですね、情報公開を求めたいというお気持ちは分らんことはないんですけども、そうなりますとなぜ一企業という民間企業に対して国家権力を持った法律体系を強制的にやることが出来るのかということになると、かなり我が国の法体系の中においては大変難しいものではないかというふうに思います。とりわけ日隅さんご承知のとおり、アメリカの場合はですね、ステートアクションと言うその法理がありますので、そういった点ではアメリカにおいてはそういったことが、アメリカにおいてもそういった法律があるとは私は存じ上げませんが、憲法の第三者効力説という状況の中においてステートアクションという法理は使えなくはないと思いますけれども、ただしそれは法律がない場合の法理論であって、我が国においてはそれが適用されているという事例は私は存じ上げません。

Q : 例えば、ヨーロッパなんかでは環境問題に関する事項については民間企業であっても情報公開制度が適用されるという法制度があるわけです。実際ね。ですから、我が国の今の法体系で、それは民間企業に対して情報公開請求できないというのはよく分かっていますけれども、今回のような未曾有の事態が起きてるわけですし、未曾有の税金が投入されるわけですから、当然特別な立法を立ててですね、何がしか検討をして税金の使い道についてですね、ちゃんと説明されるようなことは検討してもいいんじゃないかと思うんですけども、それは検討いただければと思うんですけどね。諸外国なんかの事例を参考にされて。その上でマニュアルについてなんですけど、これは

読まれていないというのは是非読んでいただきたいんですよ。IAEA に対する報告が間違っているからです。IAEA に対してあのような説明をしたというのは、平成 20 年に作られたマニュアルには単位量を入れたものをすぐに使えるというふうに書いてあるわけですから、それを実際に使わなかったのは今回それを使うべき立場にいた人たちのミスであって、それは元々の SPEEDI というシステムそのものの問題ではないわけですから、そのシステムそのものの問題にしたという IAEA の報告は間違いなんで、訂正する必要があると思いますのでキチンと読んで、次回の会見でそれについてどういう対応を取られるのかを明らかにしていただきたいというふうに思います。それから後、記者会見についての持ち方についての回答がなかったんで、それをお願いしたいです。

A : (園田政務官) 失礼しました。次回の会見からは別として、少し私のところで検討はモニタリングのマニュアルは検討はしておきたいと思います。そして、この記者会見の件でございましたよね。前は、先ほど申しあげたように、大変失礼をいたしましたというか、従前より皆さん方に大変申し訳ないとは思っておりますけれども、私も細野大臣も公務が入ってしまった場合においては、やむなくこの記者会見を中止をさせていただくことは、従前よりお伝えをさせていただいてるとおりでございます。そういった意味では当然ながら、そのことを前提に皆さん方にもお受けをしていただきたいというふうに思っておりますので、私も言わばこれは公務ということにおいては、仕方ない話でございますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

Q : ですから、大体の日程を検討されるとか、時間を大幅にずらすとか、そういうことができるのではないかなと思って、そういうことができるのであればそういうことをしていただきたい。単に中止ということではなくて、そういうことなんですけど。

A : (園田政務官) 申し訳ございません。日程については中止をさせていただきます。それから、時間をずらすことについても、ちょっと見当はしたんですけども、これもやはり様々な報道ベースのことを考えると、やはり 4 時半から始めるのが適切であろうという私どもの判断でございますので、これを遅らせるということは今、考えにはありません。

Q : そうすると、中止にするかどうかという恣意的なことも考えられるので、

十分にどのような公務かというということをご説明いただけますか。公務の内容をご説明いただかないと、恣意的に中止してるかどうか分からないので、公務の内容も明らかにしていただけますか、メールで送っていただける時に。

A：(園田政務官) はい、当然ながら公務の内容というものは、明らかに出来るものと出来ないものとございますので。この間については、私もちょっとすいません、どのようなメールがいったかは存じあげませんが、国会が呼ばれておりましたので、当然、国会以上の公務はないというふうに考えております。そういった意味では、申し訳ございません、そこまで書いて、皆さま方にお知らせするべきであったらというふうに思います。

Q：お願いします。他の質問に答えていただきたいと思います。

A：(東電) 東京電力からサブドレンのトリチウムの分析の公表した日でございますが、近い方から申しますと、10月15日、それから9月29日、8月16日、6月24日でございます。

Q：ありがとうございます。

A：(保安院) 保安院でございますけれども、ご質問、ちょっと確認させていただきたいんですけど。会見の履歴とおっしゃいましたでしょうか。どういう担当の者がいつ会見したかというご質問でしょうか。

Q：1つは中村さんと根井さんが、出席された記者会見は具体的にどれとどれだったかということと。それから保安院が、この会見の事務局だとすることを前提とするならば、今、説明をされているそれぞれの各省庁の担当者の方の公職の略歴と、それは4月以降これまで何人か変わられてと思うので、その方々も含めて公職の略歴を明らかにしていただきたいというのと。これは安全委員会の方に聞いた方がいいのかもしれませんが、安全委員会の事務局の方の、幹部の方の略歴というものを明らかにしていただきたい。あるいは審議官なり、それはダブる部分もあるかもしれませんが、先ほどのこととです。

A：(保安院) ここに出ております、会見しております人間の肩書きはその都度。

Q：肩書きじゃなくて、略歴と言ってるんですが。

A : (保安院) 全員のですか、ここに出ている者の略歴ですか。

Q : はい。

A : (保安院) これまで会見をした政府というか、保安院と文部科学省と安全委員会の会見をした者の略歴というそういう意味ですか。

Q : そういう意味です。

A : (保安院) そうですね。それはまた、ちょっと確認させていただきます。それから中村審議官と根井審議官につきましては、確か一度ご説明しておりますけども、もう一度確認してご回答いたします。それからもう一つの質問が、ちょっと良く聞きとれなかったんですけど、東京電力の何かが遅かったという。

Q : 東京電力が、燃料溶融に関する解析が5月の何日かになったんですね。それでつまり現場から送られてきたデータ、データがなかなか取れなかったので、遅れたんですよというようなご説明があったんです。それに対して当時、じゃあなんで、具体的にどのようなデータが無かったから遅れたんですかねという話しの中で、保安院として東電に対して、なぜ溶融に関する解析が遅れたのかについて、保安院としてちょっと確認してお答えしますよということをおっしゃったんですが、そのお答えを聞かないまま、ズルズルと来てたものですか。

A : (保安院) それは私が申し上げたのでしょうか。

Q : 5月の段階だったので。

A : (保安院) そうですね。じゃあ西山だと思いますけども。本来東京電力からご説明していただくべき問題だと思いますので、そこは私の方からか、東京電力の方からか、どちらからか説明するようにいたします。以上でございます。

A : (原安委) 安全委員会ですけども、事務局の課長の出身母体というふうにお

尋ねてございましたでしょうか。

Q : そうですね、はい。

A : (原安委) ちょっとそこら辺については、内閣府全体で、そういった情報の扱いどうなってるか確認させてください。ちなみに名前は内閣府ホームページ見ていただければ幹部職員の一覧が出ております。名前はそこで見られます。

A : (文科省) 文部科学省です。二点ほどお答えさせていただきたいと思います。まず一点は事故直後の放射線モニタリングの結果の扱いでございますけれども、文部科学省においては、浪江町周辺で3月25日の夜にモニタリングカーを派遣しまして、3か所において空間線量を測定し、最大で330 μ という値が得られて、これについては16日の午前1時過ぎにプレス発表させていただきました。また地元住民の避難とかにつきましては、文部科学省ではなくて、原子力災害対策本部において一元的にその対応をされておりましたので、文部科学省としては、そういうモニタリングの結果の情報を提供したことに止まってございます。それからもう一つ、学校での被ばく線量について、4月の時にはご指摘のありましたとおり、事故収束状況におけるICRPが述べております1mから20mSvの、20mSvを年間の線量とした時に、一定の時間屋内に居るということを前提とした場合の空間の線量率が3.8mSv/hと、これを参考に当時学校の校庭での使用の制限の要否を決めさせていただいたと。その後8月26日でございますけれども、政府全体として今後の除染に向けて基本的な考え方というのが、原子力対策本部の方から出ております。ここにおいては、特に子供の生活圏での徹底的な除染を優先し、子供の推定年間被ばく線量を一日も早く1mSvに近づけ、それを下回ることを目指すという方針が出ました。これと相前後して福島県内の各学校においては、校庭の除染が進められておりまして、実際の学校における児童生徒が年間に受ける線量というのも、先生方に簡易線量計を持っていただいて、十分1mSvを下回るということも確認しつつ、改めて学校内における生活において、児童生徒の受ける被ばく線量を1mSv以下にするということを目指して示したところでございます。したがって4月の段階の文科省の方から出しましたその校庭の使用の暫定的な考え方と言うのと、8月26日に改めて通知させていただきました造成と年間1mSv以下あるいは校庭での線量を1 μ Sv/h未満にするということの2つの考え方については特段齟齬は無いと言うふうに理解しています。

Q：齟齬が無いって言うのは、つまりほとんど変わらないと言う主旨なんですかね。4月の段階でも校庭での線量と言うのは1点何とかmSv程度だったと思うんですが。数字として推測されているのが。

A：（文科省）4月の段階で文科省方から出しました校庭等の使用の暫定的考え方と言う所の基準としてはですね、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ を超える場合については校庭の使用制限をして下さいという話をさせていただいております。その段階で厳密に言うと $3.7\mu\text{Sv}$ を超えた所がですね、4月上旬の福島県に置ける調査その後の文科省における確か14から15日辺りの調査の結果五十数校ありましたので、そこについては継続的に校庭のモニタリングをさせていただいたということということでございます。齟齬が無いと言いましょか。その4月の段階では一定の校庭での使用制限をする際の目安として年間の被ばく線量 20mSv ということから出発している訳でございますけど、その後も 20mSv の被ばくを許容しているということを説明した訳ではございません。一部誤解があったと思いますけど。更に5月の末には文部科学省として 1mSv を目指すということということで校庭等における除染の財政的支援も行ってまいりました。結果8月の末において政府全体としての除染の基本方針も出たので改めて学校での被ばく線量 1mSv と言う考え方を出したということでございます。

Q：そうするとですね。学校以外の生活を含めた線量についての具体的な生徒、園児についての目標値と言うのはどうなるでしょう。今言っているのは校庭の目標値ですよ。

A：（文科省）8月26日の原子力災害対策本部の除染推進に向けた基本的な考え方というところで幾つか内容がございますけれども、子供についてはさっき申し上げた見たいに一日も早く 1mSv に近づきそれを下回る事を目指しますと言う表現がございます。

Q：では、二つの点について園田さんに、遅いので次回で良いんですけど回答は、一つ目は結局赤木地区等について、バラバラに聞くと結局はっきりした事は分からないので、政府としてですね。周辺住民に対してきちんとした情報提供が行われたと考えているのか、考えていないとするならばその原因は何だったのかということをお次回明らかにしていただきたいということと政府として具体的に生徒、園児についての一日の被ばく線量を今文科省は校庭で 1mSv 以下云々ということについては一定程度の根拠がある中での説明されたと思うんですけども、校庭以外で被ばくする事の方が遥かに多いと言うのは

文科省がこれまでに出版されている数値、データからも明らかなんですが、それにも関わらず 1mSv 以下に、目標値として、それを達成するために具体的に検討がなされているのかということをご説明いただければと思います。それを次回で結構ですのでよろしくお願いします。

A：(文科省) 事実関係の補足だけさせていただきますと 8 月 26 日の原子力対策本部の所で、子供の所だけ読み上げさせていただきましたけれども、いわゆる年間の推定被ばく線量が 20mSv を超えている地域の除染の考え方、あるいはその 20mSv を下回っている地域における除染の考え方、それから、併せて今後 2 年後までにどれだけ減衰による効果に加えて除染による線量率の低下を行うかということが併せて書かれてございまして、そういったトータルの対応の中で子供についても 1mSv を目指すということが盛り込まれたんだと言うふうに文科省としては理解しております。

Q：これ聞いている理由は世田谷とか都内で高い線量が出たら、あれだけの騒ぎになって具体的な対応がなされてるわけですけども、そういう状況がある意味日常的に発生している福島等に置いてですね。本当にあれだけの事がなされてるのかなと。東京だからあれだけの事してんだけど、地方はちゃんとされてるのかなって言うのがあるので聞いているもんですから次回で結構ですのでお答えいただければと思います。具体的にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけども、まず 1 点、園田政務官に、政府で使っている原子力災害対策マニュアルと言うのがあると思うんですが、これは公開される事は考えられないでしょうか。探してみたのですがあまり見当たらなかったんで、もしあれば公開をお願い出来ればと思います。それから、文科省か安全委員会どちらでも結構なんですが、現状福島で空間線量でセシウム 134 と 7 の寄与率なんですけれどもこれはそれぞれどれぐらいと見たら良い物なんでしょうか。それから、東京電力松本さんに、遮水壁の件なんですけど、取りあえず海側に付けると言うことで山側に付けると建屋の中の水位が減ってしまうので流入が増えると言う説明をされていたようなんですが、それを額面どおり受け取るとこれ以上建屋の地下の水は減らさない方向と言うふうにも思えるのですが、その建屋の地下に水減らせば、取水等がどう言う形で出来るかどうか分かりませんが、まずは水を減らしてどう言う状況に

なっているのか確認して格納容器等の手当てををすると言うのがこれから重要では無いかと思うんですが、これはそう言った事は当面は放棄するということになるのでしょうか。それから同じく松本さんに1号機の注水量を増やして、2から3を増やしてるんですけどもこれは増やす事で当然、質問が出ていたら申し訳ないんですが、増やす事で当然廃棄物の量も増えてくると思うんですが、いつまでその増量が続けて行くのでしょうか。その場合に廃棄物、ベッセルであるとかスラッジ、それから濃縮塩水含めてどの位になると言うふうに予想されているのでしょうか。教えて下さい。それから、もう一つ、この注水量を増やす事でどの位の期間続けるとどの位の温度になってどの位の放出量が、放射性物質の放出が減るのか言うようなのをシミュレーションされていると思うんですが、当然、これを教えて下さい。それから同じく東京電力松本さんに、津波、地震発生時、4号機で定検をしていたと思うんですけど、この作業工程表と言うような物はもしあればお示しいただければと思うのですが、これ要するに4号機で地震の時に何をしていたかというのを確認出来ればと思っております。地震後にプール側の温度よりも格納容器のピット側の温度の方が高かったような、自衛隊の分析もあるので、この原因が分かればなと思います。同じく東京電力の松本さんに、作業員の寒さ対策なんですが、先ほどそのタイベックは2枚重ね無くても下着を重ね着もあるかと言う話もありましたが、その場合は重ね着をする下着の支給と言うのは東京電力の方ではされるのでしょうか。これ要するに通常タイベックの下はあんまり下着等を着けないで作業しないと汚染等があるので結局自腹を切る事になるんですが、その辺は東京電力からの支給はあるのでしょうか。それから、もう一点最後に一つ、作業員、重症の方なんですけど、これICUから出られる見込みというのはいつ頃になってるのでしょうか。ちょっとそれを教えていただければと思います。お願いします。

A：（園田政務官）まず私一問目ですが、すいません木野さん、原子力対策マニュアル。

Q：原子力災害対策マニュアル。

A：（園田政務官）災害対策マニュアル。防災ではなくて災害対策マニュアルというやつですか。

Q：はい。だと思うんですけどもね。

A : (園田政務官) 分かりました。ちょっとそれが存在するかも含めて確認をしておきますので。

Q : すいません。空間線量に対する寄与率どのくらいと考えたらよろしいかと。

A : (原安委) それについては除染なんかとの関係で今後その線量がどう減っていくかという見積もりを確か原子力災害対策本部の方で夏頃にやられたのがあると思うんですけども、その中で線量寄与にも一定の仮定をおいてやられてたと記憶しております。ちょっと今手元にその資料がないのでまた見つかったらでよろしいですか。

Q : はい。後日で結構です。これすいません。何でお伺いするかというと今後の除染の関係もあるんですが、福島の方では二年ぐらいでその半分に減らすとかいう話があるんですけどもこれ普通に考えると二年で半減期で単純に減っていく分があるので、要するに何もしなくてもそんだけ減るんじゃないかと思うんですね。というのをちょっと確認できればと思うのでお願いします。後は東京電力松本さんお願いできますか。

A : (東電) はい。まず遮水壁を海側にする理由ですけどもこれは繰り返しますが、1Fの発電所の地下水の流れは山側から海側。方角で申しますと西側から東側に流れておりまして陸側に遮水壁を設けようが設けまいが、放射性物質が出てくるとすれば海側に出てくるということになりますので海側で遮水壁を設置すれば環境への放出放射エネルギーが抑えられるということになります。また一方陸側で遮水壁を設けますと当然建屋の水位の地下水が下がってまいりますのでタービン建屋等に溜まっている溜まり水の方の水位が高くなって、逆に進出してくるリスクが高まるということで判断したものです。したがって現在タービン建屋の溜まり水に関しましては、OPで3,000ミリのところでコントロールしておりますけれどもこちらは地下水の方からいわゆる漏れ込むような形にするということで考えておりますけれども、あまりタービン建屋の溜まり水の処理を進めて溜まり水の水位が下がりますと地下水の流入量が増えますのでいわゆる何の為に処理をしているのか分からない状況になります。したがって地下水からの流入を下げるために溜まり水の水位を3,000でコントロールしようと考えております。それからそれらに関しましては今後未来永劫そうすることで決まったわけではございませんで、当然タービン建屋と原子炉建屋の取水工事は工法等も検討しておりますがそういっためどが付きましたらタービン建屋の水を抜くということもございま

すし、周りのサブドレン水のポンプ等の復旧が出来れば周りの地下水を下げるべくポンプを動かすということも検討項目に上がっております。それから1号機の注水量でございますが、こちらに関しましては注水する水は基本的に処理水を使っておりますので原則増えるということはありませんが、いわゆるベッセル等の発生量に関しましては若干量増えるということは予想されます。1号機は1時間あたり3 m³でございますので1日あたりですと150 m³程度になります。したがって現在現在のキュリオン、サリーでの処理能力からみれば十分余裕があると考えております。もちろんキュリオン、サリーはこれまで50 m³/hでの運転を予想してベッセルの排出量等を評価しておりますので現時点では若干そのスピードが小さくなっているという状況でございます。また温度のシミュレーションにつきましてはこちらは具体的なことはやっております。水を入れることによりましてどのくらいの温度成果があるかということについて現在調べているという段階でございます。それから4号機の点検工程でございますが、当時は原子炉側はシュラウドの交換工事を行っております。いわゆる原子炉の中のシュラウドを切り取りましていわゆる機器プールの方に置いてあるという状況で当時は原子炉の中に水が満水の状況でございました。一部自衛隊さんが温度測定を行っておりますけれども、その際温度が高かったのはプール側とウェル側のゲートがずれてプール側の温度が高い水が流入したせいではないかと思っておりますけれども、具体的に温度がどれくらいだったのかというようなところまでは判明しておりません。それから寒さ対策でございますけれどもこちらは私どもでも用意いたしますし、協力企業さんが持ち込むことも可能でございます。タイベックを着ておましてそれを脱いだ段階で汚染が無ければ再使用は可能でございます。それから先日発生した作業員の被災者の方でございますが、ICUを出る見込みにつきましてはお医者様が判断されることとございますので私どもとしては承知しておりません。

Q：分かりました。まだ一点遮水壁のなんですけれども、これはそうすると当然山側につければ建屋側がそのうち高くなると思うんですがそれに併せてある程度水位を減らしていくという作業も必要なんではないかと思うんですが、まずこの点をお伺いできますでしょうか。取りあえずOP3000以下での管理というのは考えられないという感じなんですか。

A：（東電）今のところはOP3,000でコントロールした方が地下水の流入がこれ以上増えますと地下水の処理をしていることになりますので、そういう意味では必要のない水処理をする以前にOP3mでコントロールした方がベターだ

と思っています。

Q：ごめんなさい。そういうことではなくて、山側に遮水壁をつければ地下水も当然減っていくと思うので 0P3,000 でなくても例えば 2,000 とか 1,000 とかでコントロールできるようになるのではないかと思うんですが。

A：（東電）遮水壁を講じるのは海側でも 2 年かかりますので、それを工事の期間を考えますと建物の周辺にありますサブドレンを復旧させまして地下水をくみ上げたほうがベターではないかと思っております。

Q：2 年かかるのであればなおさら今から手をつけておくべきではないかと思うんですけれどもその辺はいかがでしょうか。地下水に影響がでるのが 2 年後とか 3 年後なのであればなぜ今から手をつけないのかというのが。

A：（東電）ですから地下水の方が建物の水位よりも高くしておけば地下水の方が建物の方に入ってまいりますので、その水をコントロールしているという状況です。かえって地下水の方が建物の水より低い状況になりますと建物の中の高濃度汚染水が地下水側に出て来るリスクが高まるのであえて地下水側を高くしてあるという状況です。

Q：それは分かるんですけど、先ほど山側に付けると地下水の水位が下がるので山側にはとりあえず付けないというお話があったので、ただ聞くと、出来るのは 2 年後というお話なので、であれば今からきちんと工事に手を付けて、地下水をきちんと下げていくことも考えられると思うのですが。

A：最初に申し上げたとおり遮水壁は環境へ高濃度の汚染水が漏出しないことを目的に設置しておりますので陸側に遮水壁を作っても作らなくてもルートは海側の方に流れることとなります。したがって海側の遮水壁を作るといことで現在計画をしています。地下水の水位に関しましては 2 年先に地下水が下がってくる頃に併せてタービン建屋の溜まり水を下げていくことは可能ですけども、それよりもサブドレンポンプ等でくみ上げて下げた方が時間的にも早いのではないかと思っております。

Q：すいません。そうすると山側につけない最大の理由というのはつけても役に立たないからとそういうことですかね。

A：（東電）本来目的としております高濃度汚染水が海へ流出する、あるいは環境中他の地下水の方に漏れていろんなところに回っていくのではないかと、うご懸念がございましたけれども、現在福島第一の地質地盤調査の関係では地下水は山側から海側の方に方向になっておりますので、山側に遮水壁を設けても効果がないというのが大きな理由です。

Q：要するに山側に遮水壁を設けることで地下水の流れる量を減らして外に出ていく量を減らすという考え方というのはあんまり意味がないという感じですか。

A：（東電）はいむしろ地下水位を下げるという意味では遮水壁を設けるよりも建屋の周りにありますサブドレンポンプで吸い上げた方が得ではないかと思っております。

Q：いや地下水の話ではなくて、外に出ていく分を減らすためにも山側につけるというのはありだと思えるんですけどもそれは東京電力としてはやってみようがないということですか。

A：（東電）外に出ていく分では海側につけることでシャットアウト出来ますので陸側につけようが、サブドレンでくみ上げようが漏れてきた水がもしあるとすれば海側の遮水壁でブロックすることで十分だと思っております。

Q：海側だけにつけると建屋側の地下水位というのは上がらないのでしょうか。

A：（東電）これも以前ご説明させていただいたとおり遮水壁の手前には 40 本程井戸を掘る予定でございまして、その井戸で流れ込んできた水に関しましてはくみ上げる予定です。

Q：分かりました。すいませんちょっと次注水量なんですけども、これはそうすると当面は廃スラッジ含めて廃棄物の量はそれ程増えないという、いつ頃まで続けるという見通しみたいのはあるのでしょうか。

A：（東電）今のところは当面続ける予定です。廃スラッジに関しましてはいわゆるアレバの除染装置は今使っておりませんで、待機状態になっておりますので廃スラッジは増える予定は今のところありません。それから現在キュリオン、アレバに関しましては定格の 4 割程度で運転しておりますのでベッセ

ルの発生量もその程度で収まっている状況になります。

Q：分かりました。温度シミュレーションというのはこれは今後もやる予定はないのでしょうか。今後もとりあえずやってみて温度が上がるのかどうなるのかというのを。

A：（東電）いや、当然水を入れれば温度は下がってまいりますのでその様子を見ているという状況です。流量と温度の変化率に関しましては今後評価をしていきます。

Q：分かりました。

A：（原安委）ちょっとよろしいですか。先ほどご質問があったセシウム 134 と 137 の寄与の問題ですけれども、これは 8 月 24 日の原子力安全委員会に原子力災害対策本部から報告のあった資料があります。その日の資料の 1-1 ですけれども、そこに出ておまして、まずセシウム 134 と 137 の核種組成はおおまかに 1 対 1 とおきます。これは MELCORE の解析結果なんかから見て大体そうになると。そうした場合、それぞれがそういった同じような密度で地表に乗っている場合、空間線量率の寄与率はどれだけかということで見ますと、セシウム 134 が 0.73、それからセシウム 137 からののが 0.27 という値が出ております。

Q：ありがとうございます。そうすると 134 がどんどん減っていけばその分だけ線量が下がるということなので、これは除染うんぬん以前にほっとけばいいんじゃないかという気もするんですが、その辺は安全委員会では何か評価みたいなのをされてるんでしょうか。

A：（原安委）そこについては要はいろいろこれからのことを考えるとそれぞれの地域での参考レベルとかなんかを決めていただく必要があるわけですけれども、自然減衰だけに任せておくだけじゃ間に合わない場合は当然除染しないといかんということになると思います。

Q：分かりました。すいません、先ほどのその温度シミュレーションの話に戻るんですが、これは保安院としても取りあえず今後の状況を考えても、水を入れたらどのぐらい状況が変わるかというのは確認はされないんでしょうかね。確認するよう要請というのもないんでしょうか。要するに何が言いたいかということ、今現状水を増やすのは温度を下げるのにわかるんですが、と言

って一方で廃棄物は増えるわけで、これは要するにステップ 2 に合わせて温度を下げると放出量も下がるので、その辺でバランスうまく取ればいいんじゃないかというふうにも見えるんですね。その状況がわからないままやってるのを見ると見通しもないわけで、そういうことではないかなと思ったんですが。

A : (保安院) 温度はある程度低い方がいいということは言えると思いますけども、他方で滞留水のことにも心配されてるんだと思いますが、滞留水につきましては今の原子炉建屋からタービン建屋に流れてきているという現状がございまして、このあたりをどういうふうに今後水処理システムを本格的なものを作っていくのかということが 1 つの課題であると考えます。その中で現期中期的安全確保の考え方ということで見ておりますけども、現在東京電力から出されている計画では、現在のシステムは今後 1 年程度、1 年後ぐらいを目途に既存の施設の一部を利用することも含めて本格的な施設について導入できるようにするというそういう趣旨のことが書いてございますので、このあたりはもう少し今後の水処理システムというのは、今の OP3000 でずっと維持していくということではなくて、どのような水処理システムあるいは冷却システムということを志向していくかが今後の重要な課題であると認識しております。

Q : すいません、今後 1 年程度というお話が今あったのですが、東京電力ではできるだけせっかく作ったので長く使いたいという話もしてるようなんですが、その辺は保安院は。

A : (保安院) 今の確か東京電力による施設運営計画の中では確かおおよそ 1 年度には新しいシステムと既存のものもどう使えるかということも含めて、その併用も含めて新しいシステムの導入ということが記載されていたと思います。それで、もし今のシステムをある程度使うのであれば、当初は最初に導入した時点からおおよそ 1 年ということと考えておりましたので、これから 1 年ですとそれをオーバーするわけでございますが、既存の物を使うのであればそれを維持していくための対応が必要だということを申し上げております。以上でございます。

Q : ありがとうございます。すいません、東京電力松本さんに。寒さ対策なんですけど、これから雪も降りますし、要するにタイベックの上にアノラックを着るとするのは夏でも同じだったわけで、これは何か対策みたいなのはある

んでしょうか。何か考えてらっしゃることはあるんでしょうかね。

A：（東電）タイベックの上というよりも、タイベックの下に着る下着の方を防寒用のものにするを考えています。

Q：それは東京電力から支給する。

A：（東電）私どもも用意いたしますし、協力企業さんの方で用意するのも可能でございます。

Q：その辺は以前クールベストをお示しいただいた時のように、今後のその寒さ対策の予定、対策内容というのをお示しいただけるとありがたいんですけど。

A：（東電）まだ準備の途中でございますけれども、時期が来ましたら公表させていただければと思います。

Q：もう福島11月なので相当寒いと思うのでできるだけ早くお願いいたします。それから作業員なんですが、重傷の方、これは当然医師が判断することだと思うんですが、容態というのは確認されていないんでしょうかその後。

A：（東電）容態といたしましては現在加療中というふうに聞いております。

Q：いや、ICUで例えば意識があるとかないとかいうのはどういう状況でしょうか。

A：（東電）これ以上は病院の方のプライバシーでございますので公表は差し控えさせていただければと思います。

Q：いや、プライバシーではなくて状態をお伺いしてるだけなのでプライバシーには当たらないと思うんですが、意識があるとかないとか、万が一亡くなった場合は亡くなったということをお示しいただきたいですし。

A：（東電）いわゆる労働災害でございますので、必要は情報は提供させていただきますけれども、現在は病院で入院加療中でございます。

Q：意識はあるのでしょうか。

A：（東電）あるというふうに聞いています。

Q：分かりました。これは園田政務官か森山さんにお伺いしたいんですが、これは労働災害なんですが、現場に警察なりそれから労基署なりは入られてるのでしょうか。もう昨日の話だと思うんですけど。

A：（園田政務官）ご指摘のように労働基準監督署が入って検査をしております。

Q：警察は入ってないですか。

A：（園田政務官）ちょっとそれは私は聞いておりません。

○回答する記者団の佐藤

Q：回答する記者団の佐藤です。以前質問させていただいたこと2つ園田さんにお答えが出ているかどうかお聞かせください。統合対策室の議事録の有無の関係が1つ、それとゲルマニウム検査器、ストロンチウムの測定可能な検査器の数の把握について、この2点なんですけれどもいかがになりましたでしょうか。

A：（園田政務官）議事録に関しては、まだ最終的な報告が上がってきておりません。現段階でもそのようなものはないというのが私のところに上がってきている状況です。それからゲルマニウム検査器の件でございますが、一部私のところに上がってきてはおりますけれども、環境モニタリングだけでございますので、確か前ご質問は食品モニタリングも含めてというご質問でしたですよね。

Q：そうですね。はい。

A：（園田政務官）したがいまして、それがまだ私のところに上がってきておりませんので、そろい次第お伝えはしたいと思います。

Q：分かりました。木曜日あたりで出そうでしょうか、今週の。

A：（園田政務官）ちょっとすいません、まだ確認ができておりませんので、そ

ろい次第ということにさせていただければと思います。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

よろしいでしょうか。最後に補足説明が東電からあります。

○東京電力

東京電力から 1 点訂正をさせていただきますが、先ほどおしどりさんの方からご質問があった緊急時作業員の被ばく線量評価状況等についてというプレス分の四角で囲ってあるところのカッコ 1 の 3 ポツ目に関しましては、文章としては非常に読みづらいので、改めて訂正版を配布させていただきます。内部被ばくとして 20mSv を超えた者は 0 名ということで、訂正版を出させていただきますので、入り口のところに置いてあります。そちらの方をお持ちになってください。失礼いたします。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わります。次回の会見でございますが 11 月 7 日月曜 16 時半からを予定しております。詳しくは改めてメールでお伝えいたします。本日はどうもありがとうございました。